

資料編

資料編

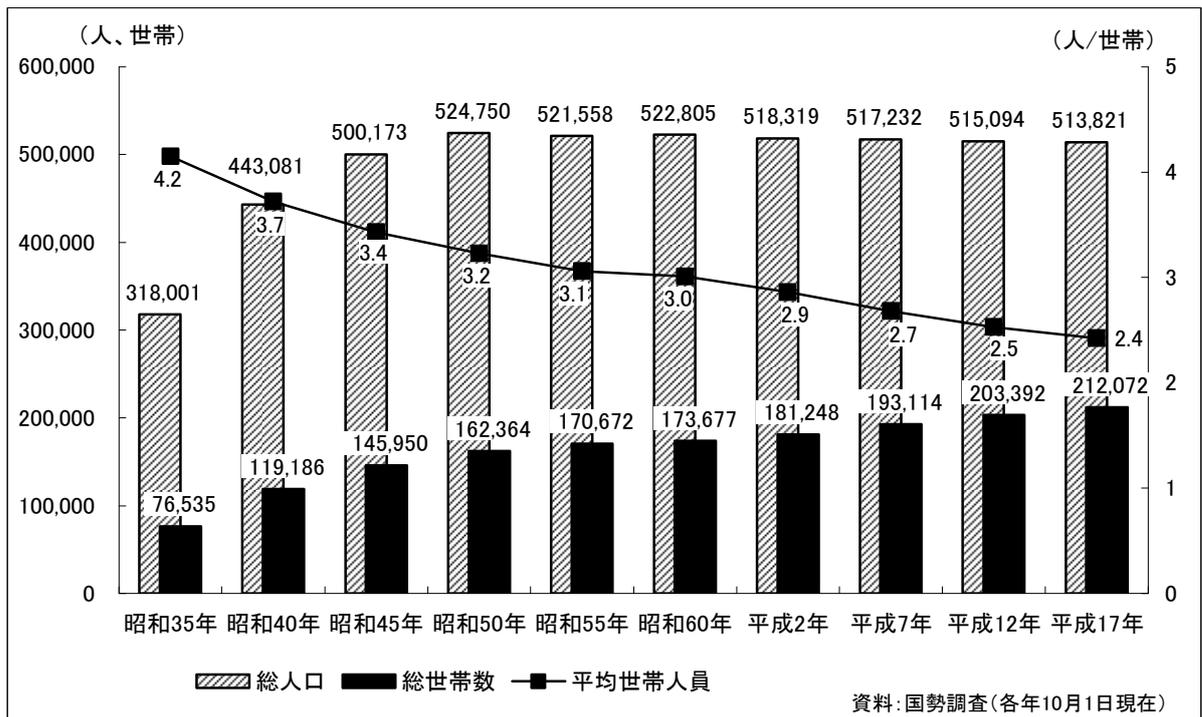
1. 地域福祉をめぐる東大阪市の現状

(1) 東大阪市の概況

①人口・世帯

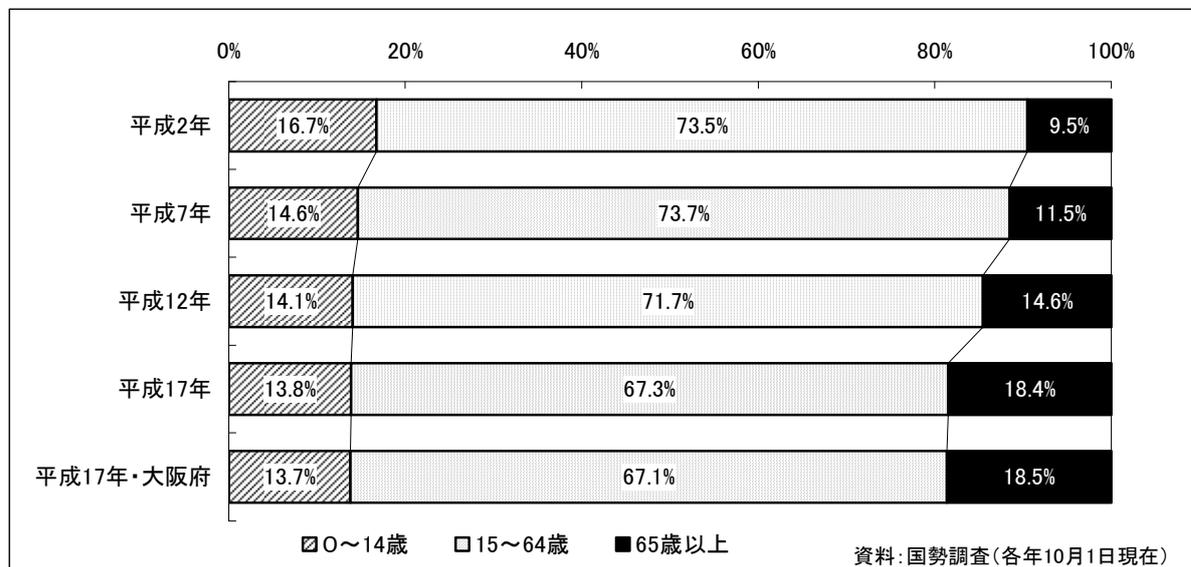
東大阪市の人口は、昭和50年頃まで増加していましたが、それ以降は横ばいから緩やかな減少傾向に転じており、都市として成熟過程に入っていると言えます。一方、世帯数は増加傾向にあり、1世帯あたりの平均世帯人員は減少が続いています。平成17年の国勢調査によれば、総人口は513,821人、総世帯数は212,072世帯となっており、1世帯あたりの平均世帯人員は2.4人です。

図表 1 人口・世帯数の推移



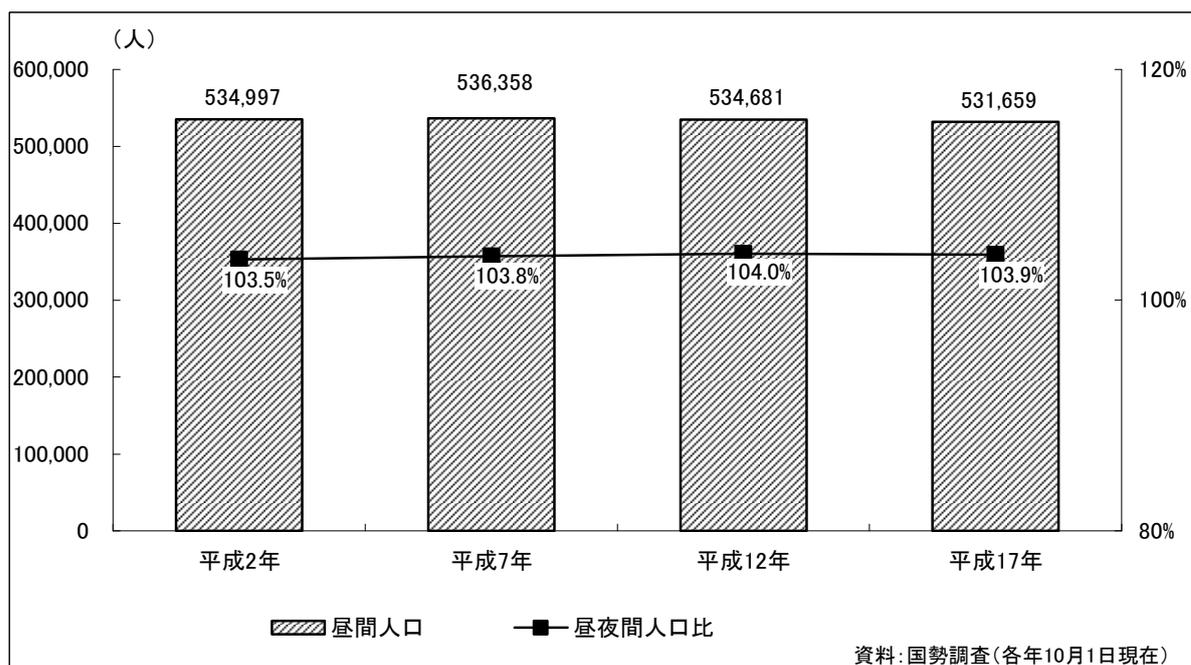
年齢3区分別人口の構成比を見ると、14歳以下の人口の割合が低下し、一方で65歳以上人口の割合が高まっており、少子高齢化が進んでいることがわかります。平成17年を大阪府全体と比べると、ほぼ同じような構成です。

図表 2 年齢3区分別人口構成比の推移



人口の流入・流出状況について見ると、夜間人口（常住人口）に対する昼間人口の比率（昼夜間人口比）は100%を超えており、流出人口よりも流入人口の方が多いたことがわかります。市外からの通勤・通学者が多い産業都市としての性格がうかがえます。昼夜間人口比はほぼ横ばいで推移しています。

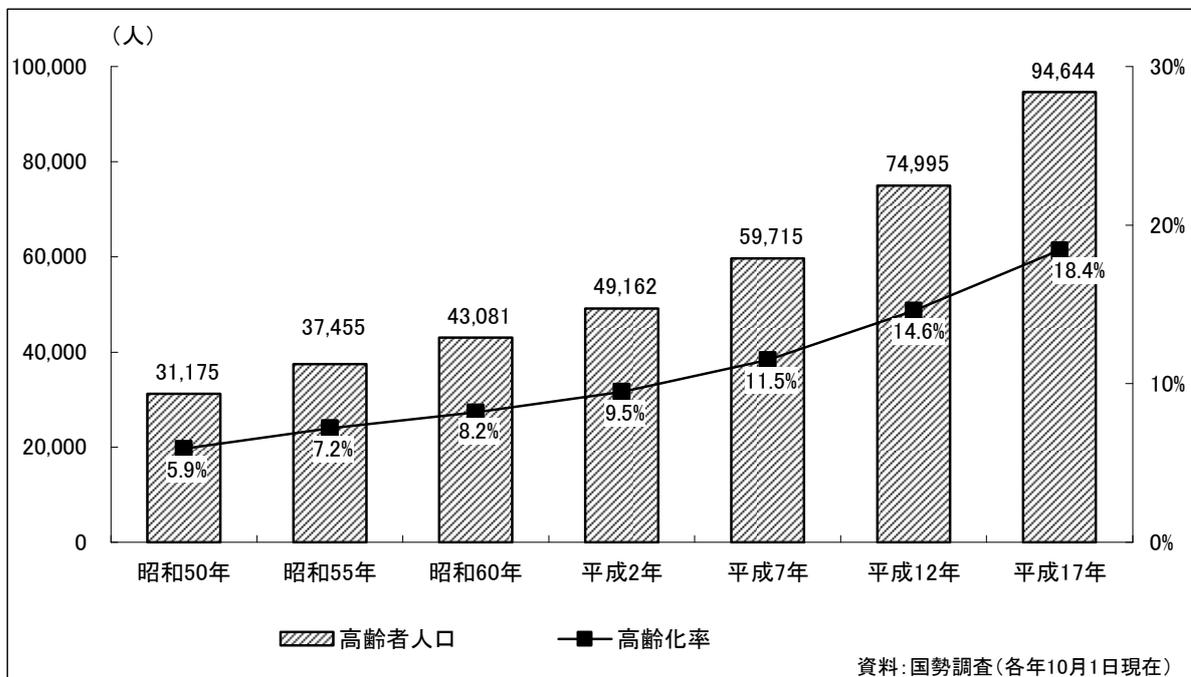
図表 3 昼夜間人口比の推移



②高齢者の状況

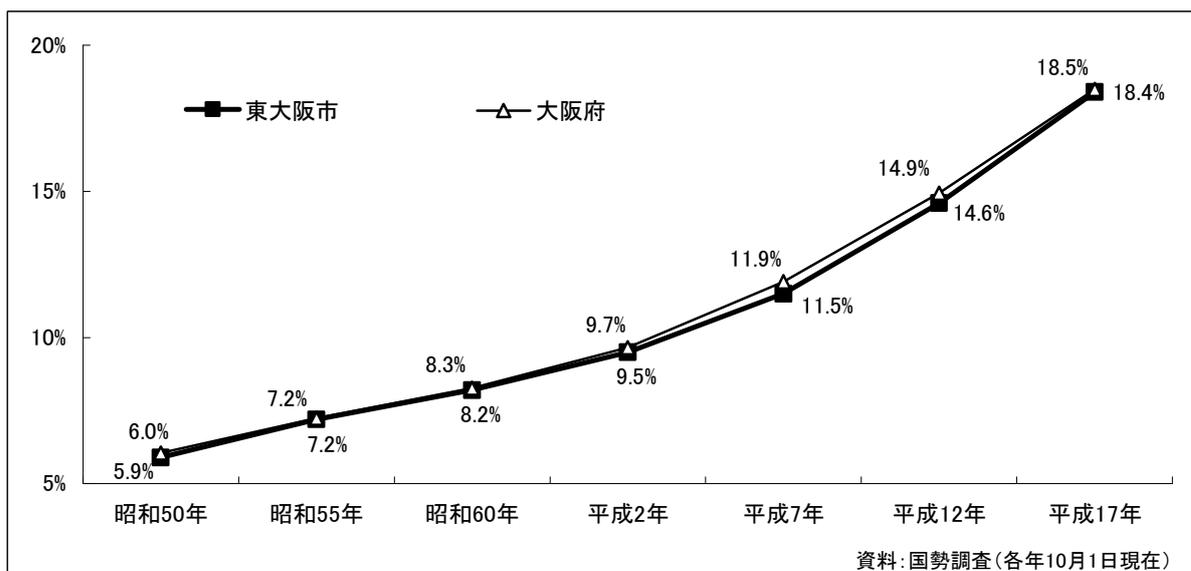
高齢者人口（65歳以上人口）は一貫して増加しています。高齢化率も急速に上昇しており、平成17年で18.4%となっています。

図表 4 高齢者人口・高齢化率の推移



高齢化率を大阪府と比較すると、東大阪市は大阪府全体とほぼ同じパターンで推移しています。

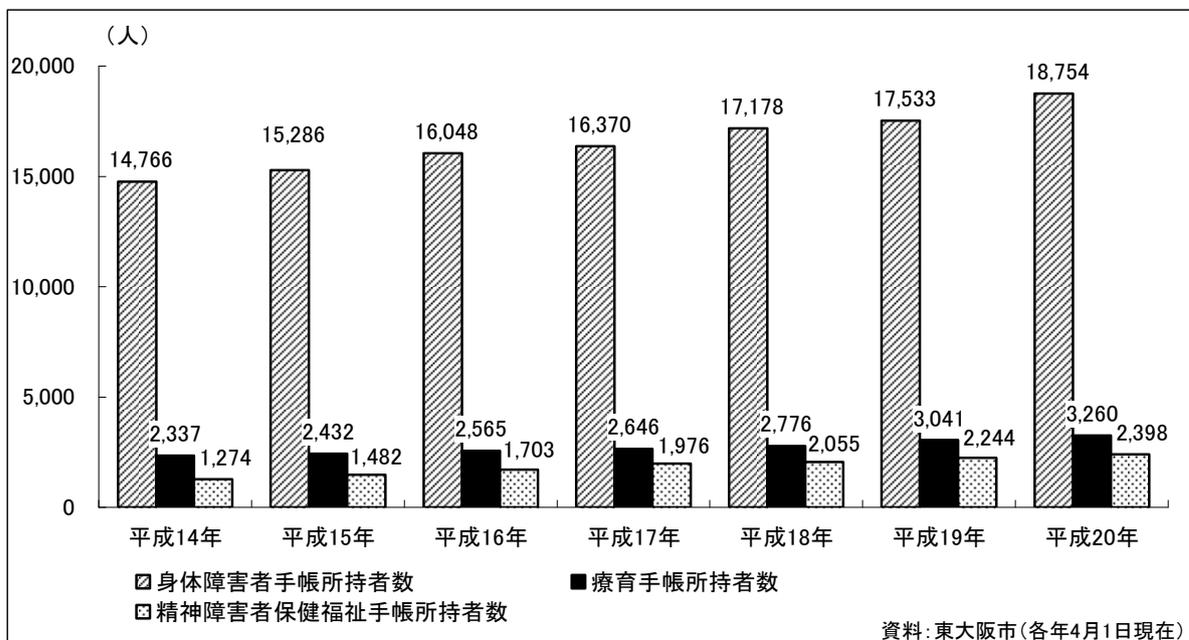
図表 5 東大阪市・大阪府の高齢化率の推移



③障害者の状況(各手帳所持者)

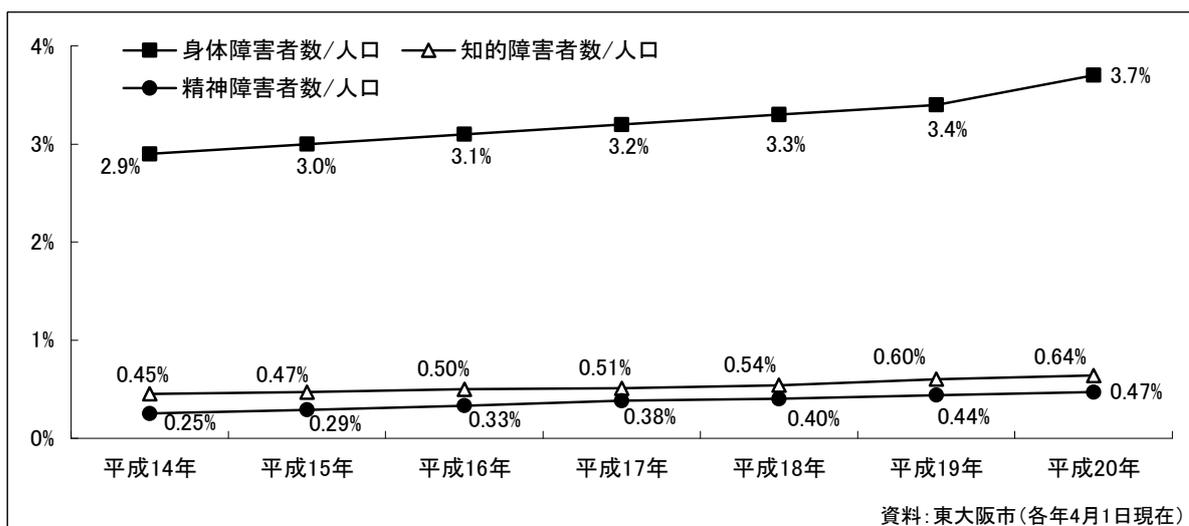
障害者の状況については、身体障害者手帳所持者数、療育手帳所持者数（知的障害者）、精神障害者保健福祉手帳所持者数のいずれも増加しており、平成20年4月1日現在で身体障害者18,754人、知的障害者3,260人、精神障害者2,398人となっています。

図表 6 障害者数の推移



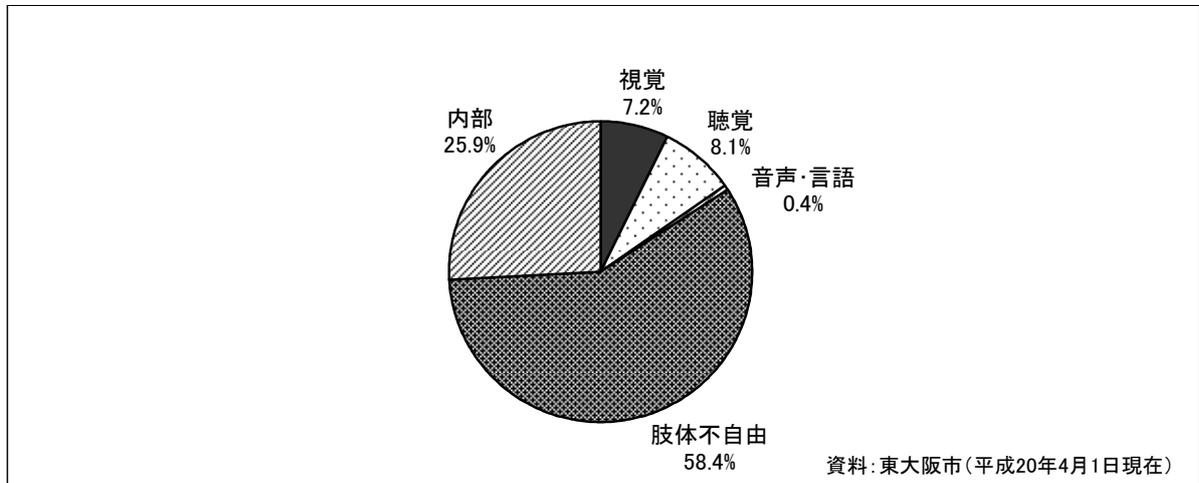
障害者数の人口に占める割合も上昇しており、平成20年4月1日現在での人口比を見ると、身体障害者が3.7%、知的障害者が0.64%、精神障害者が0.47%となっています。

図表 7 障害者数の対人口比



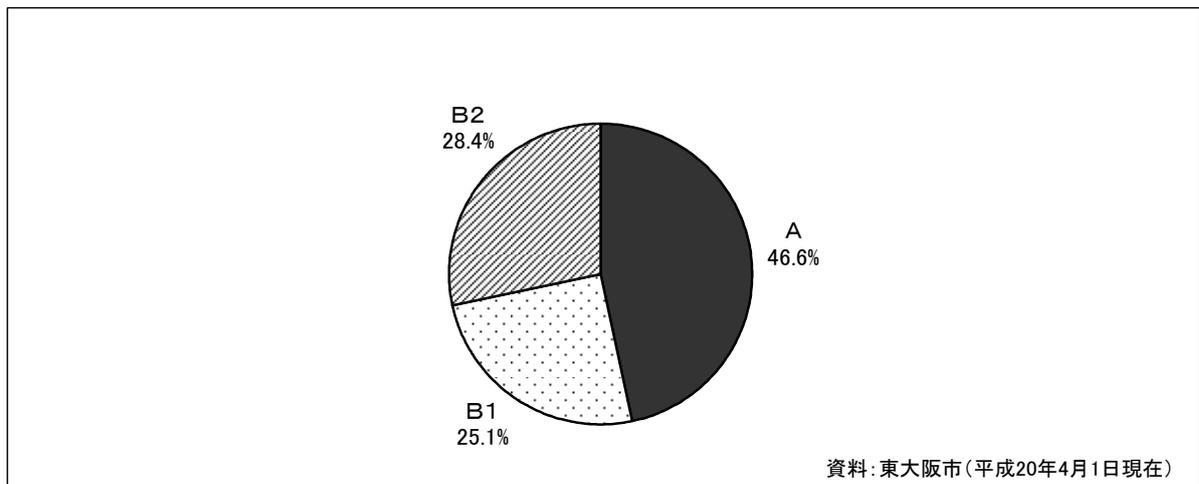
身体障害の種類については、平成20年4月1日現在の内訳で見ると、肢体不自由が6割近くを占めています。次いで内部障害がほぼ4分の1となっています。

図表 8 身体障害の種類



一方、知的障害者の場合は、療育手帳の等級内訳でAが半数弱、B2が3割弱となっています。

図表 9 療育手帳の等級

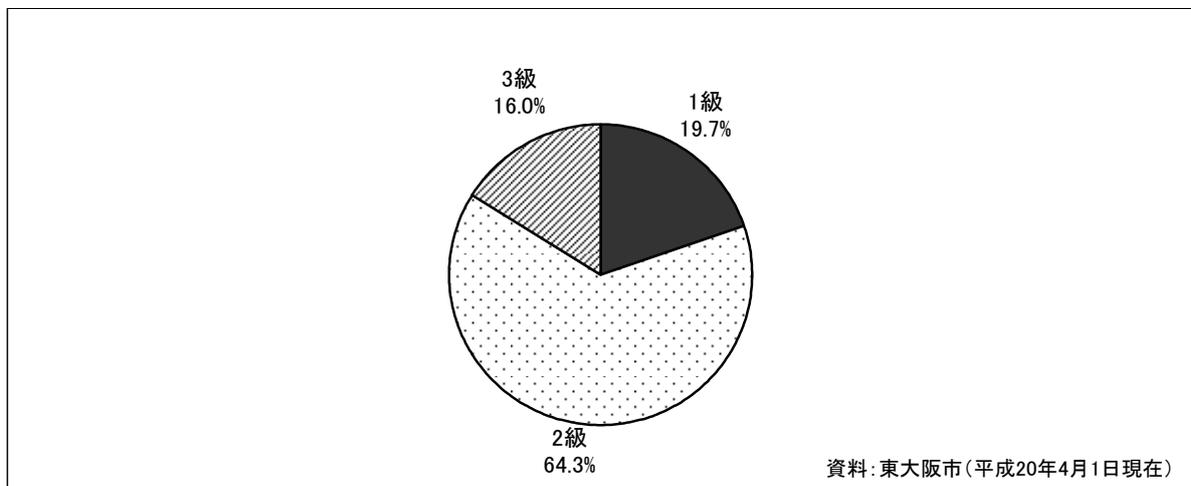


※障害の程度

A・・・重度、B1・・・中度、B2・・・軽度

精神障害者では、精神障害者保健福祉手帳の等級内訳で2級が6割以上を占め、次いで1級が約2割となっています。

図表 10 精神障害者保健福祉手帳の等級

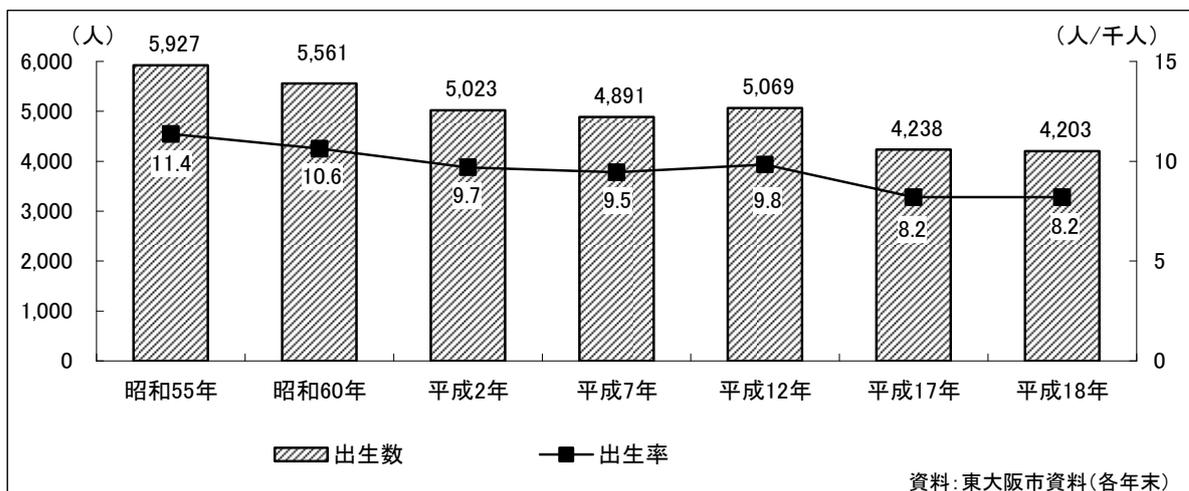


④子どもの状況

出生数の状況については、減少傾向で推移しており、平成12年頃にいったん増加しましたが、その後は再び減少しています。また、出生率も同様な動きをしています。

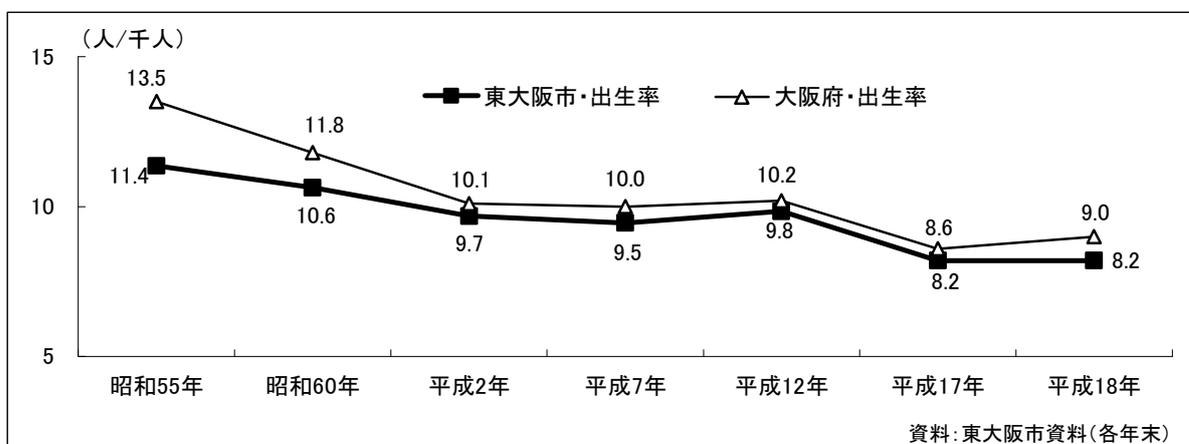
大阪府と出生率を比較すると、大阪府全体よりも低い水準で推移しています。また、合計特殊出生率も大阪府全体と比べて低くなっています。

図表 11 出生数・出生率の推移

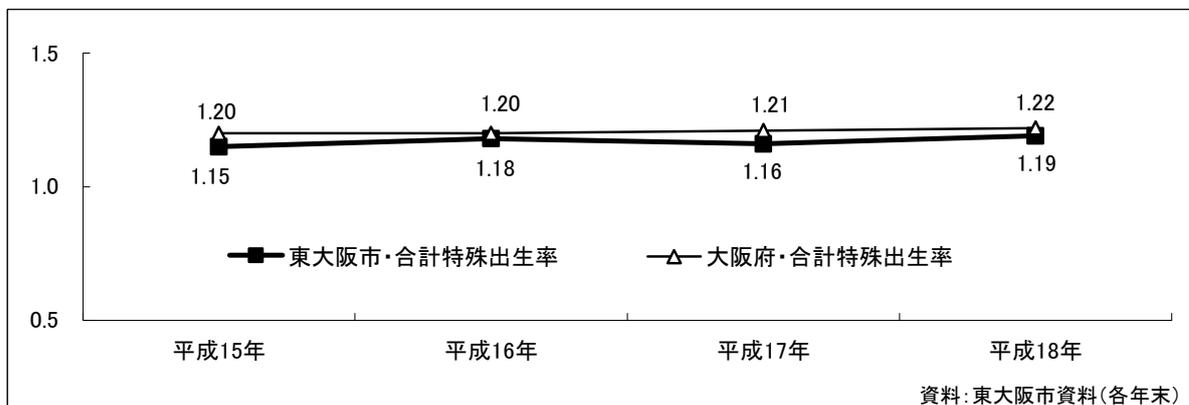


※出生率：人口千人あたりの出生数（その年に生まれた子どもの数）

図表 12 東大阪市・大阪府の出生率の推移



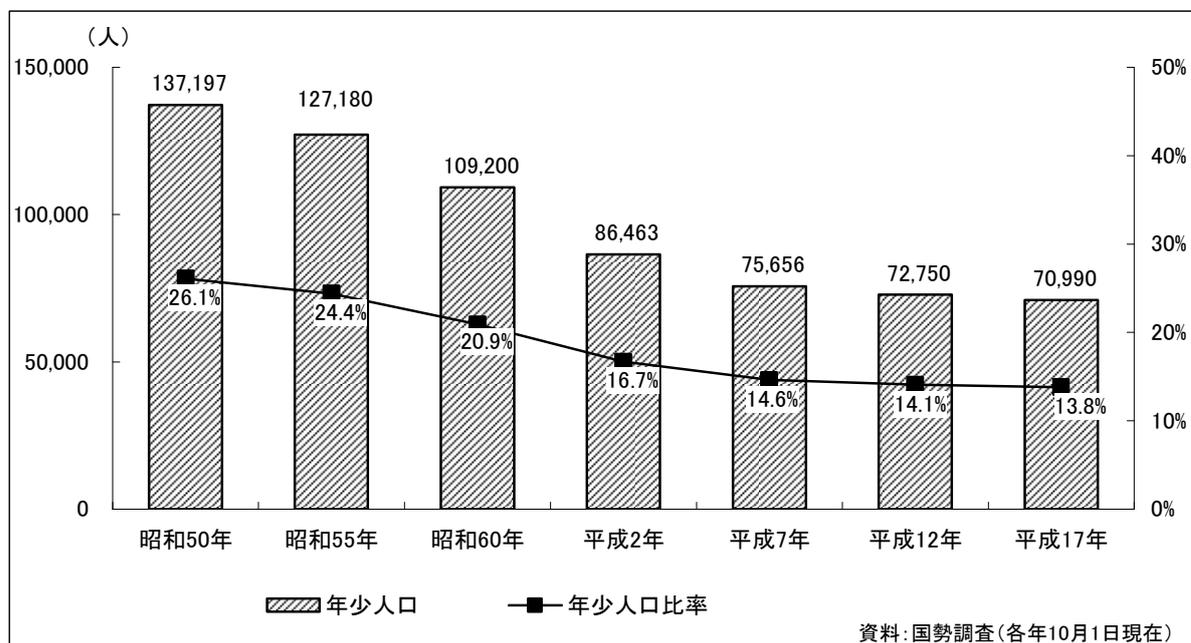
図表 13 東大阪市・大阪府の合計特殊出生率の推移



※合計特殊出生率：女性の年齢別出生率の合計で、1人の女性が生涯に産む平均子ども数を表す

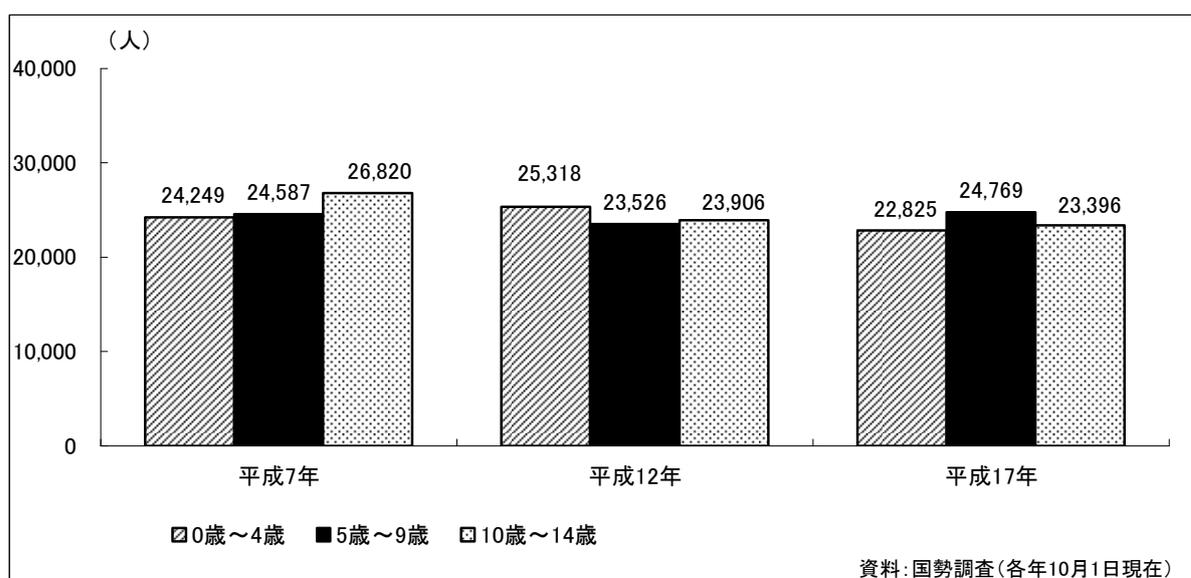
年少人口（0～14歳）の推移を見ると、減少が続いています。また、年少人口比率も同様な推移をしています。

図表 14 年少人口の推移



年少人口を5歳階級別で見ると、平成12年から17年にかけて、0～4歳は減少し、5～9歳、10～14歳は増加が見られます。近年は特に子どもの中でも就学前児童数が減少していることがわかります。

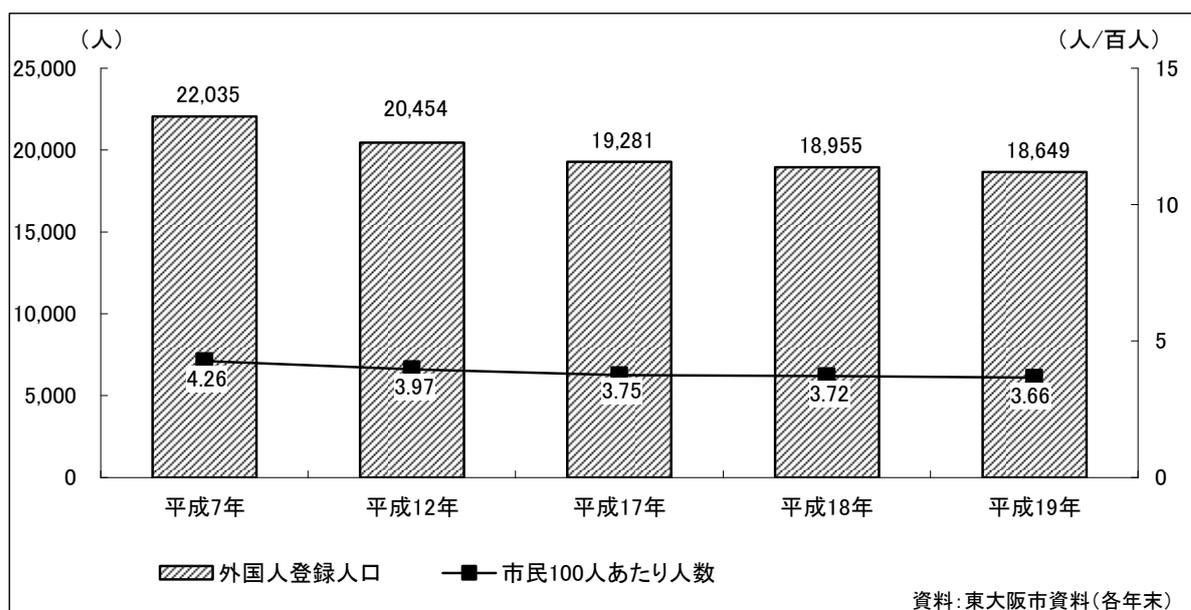
図表 15 年少人口5歳階級別の推移



⑤外国人の状況

外国人登録人口の推移を見ると、減少傾向にあります。市民100人あたりの外国人数も低下傾向にあります。ただし、大阪府全体と平成17年のデータで比較すると、大阪府全体が府民100人あたり2.43であるのに対し、東大阪市は市民100人あたり3.75となっており、本市は外国人比率の高い都市であると言えます。

図表 16 外国人登録人口の推移



外国人登録人口の国籍別構成比については、韓国・朝鮮籍が、割合は低下傾向にあるものの8割近くを占めています。一方、近年は中国籍の割合が上昇しており、平成19年には2割近くを占めるに至っています。

図表 17 国籍別外国人登録人口の推移

	平成7年	平成12年	平成17年	平成18年	平成19年
韓国・朝鮮	91.4%	87.4%	78.9%	77.8%	76.5%
中国	5.1%	7.9%	13.8%	14.6%	15.4%
ブラジル	0.6%	0.8%	1.8%	1.7%	1.7%
ベトナム	0.1%	0.4%	1.2%	1.6%	1.9%
フィリピン	1.7%	1.4%	1.3%	1.3%	1.3%
その他	1.2%	2.2%	3.0%	3.0%	3.2%

資料：東大阪市資料(各年末)

⑥市民活動の状況

(自治会)

自治会は、地域住民自身により自主的に組織される地縁による団体であり、地域福祉においても活動基盤として大きな役割を果たすものです。現在、東大阪市には388の単位自治会が組織されています。また、単位自治会の連合組織であり、おおむね小学校区単位で組織されている45校区自治連合会、その全市的組織として東大阪市自治協議会があります。こうした基盤を通じ、地域自治の向上、行政等との連携などを推進するための取り組みを進めています。

(民生委員・児童委員)

民生委員・児童委員は、法に位置付けられた職務であり、国から委嘱されるものです。地域住民の人権やプライバシーに配慮しつつ、住民の身近なところで相談や援助を行い、社会福祉の増進を図るという役割を担っています。東大阪市では811人（平成20年4月現在、定数は826人）が委嘱され、各地域で活動を行っています。

図表 18 民生委員・児童委員の活動状況

(件)

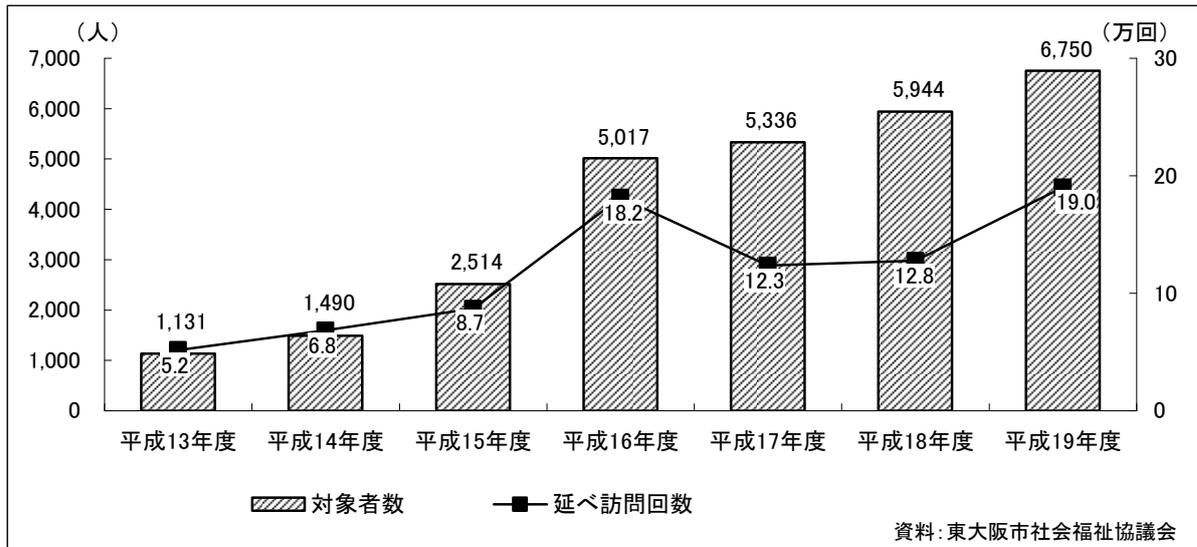
	平成17年度	平成18年度	平成19年度
分野別相談・支援件数			
高齢者に関すること	24,526	24,562	22,033
障害者に関すること	1,869	1,756	840
子どもに関すること	5,649	4,006	7,714
その他	12,781	9,962	6,922
合計	44,825	40,286	37,509
その他の活動件数			
調査・実態把握	19,679	19,960	7,777
行事・事業・会議への参加協力	18,410	17,210	17,772
地域福祉活動・自主活動	12,005	14,199	22,825
民児協運営・研修	5,750	5,890	8,031
証明事務	3,002	2,898	1,299
要保護児童の発見の通告・仲介	1,650	1,756	190
合計	60,496	61,913	57,894

資料：東大阪市

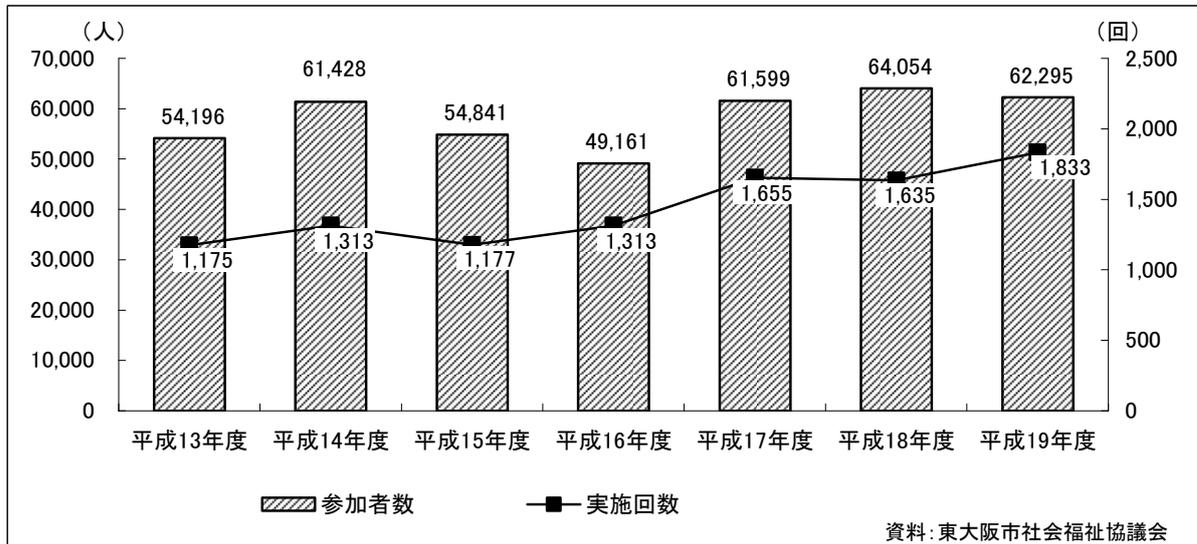
(小地域ネットワーク活動)

社会福祉協議会を中心に、地域住民の参加により小地域ネットワーク活動が推進されています。小地域ネットワーク活動はおおむね小学校区を範囲として、地域のひとり暮らし高齢者など何らかの援助を必要とする人に対して、見守り・声かけなどの個別援助活動、いきいきサロンや介護予防教室などのグループ援助活動などを行うものです。

図表 19 小地域ネットワーク活動・個別援助活動の状況



図表 20 小地域ネットワーク活動・グループ援助活動の状況



(ボランティア活動)

市内におけるボランティア活動として、社会福祉協議会の市民福祉活動センターにおいて依頼に応じたボランティア派遣活動が行われています。ボランティア訪問のタイショウハ高齢者や障害者などが中心となっています。

図表 21 ボランティアの訪問件数

	施設	行政	団体	児童	障害者	高齢者	一般	合計
平成13年度	145	0	80	52	264	709	35	1,285
平成14年度	121	13	32	19	477	552	145	1,359
平成15年度	149	2	16	38	495	477	145	1,322
平成16年度	283	0	1	95	559	546	62	1,546
平成17年度	227	11	18	94	431	638	5	1,424
平成18年度	212	53	66	39	417	548	47	1,382
平成19年度	133	36	69	18	499	747	48	1,550

資料：東大阪市社会福祉協議会

⑦CSW活動の状況

CSWの活動は、平成17年度の開始以来、大きく相談件数が増加しています。一人の相談者に複数のニーズがあることや、CSWが相談支援を行う過程において潜在的なニーズが明らかになることによって、相談内容が多岐にわたり増加していると考えられます。相談対応の要援護者数では、特に高齢者の増加が顕著です。また、アウトリーチ^(注)の件数も増えており、活発な活動が展開されています。

図表 22 CSWの配置箇所数

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
箇所数	8	11	11	13

資料：東大阪市資料

図表 23 CSWの相談人数（要援護者別）

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
高齢者	32	138	245	315
障害者	39	95	81	83
子育て中の親	2	26	22	27
難病の方	0	6	4	4
学生	0	9	7	11
その他	10	16	51	52
合計	83	290	410	492

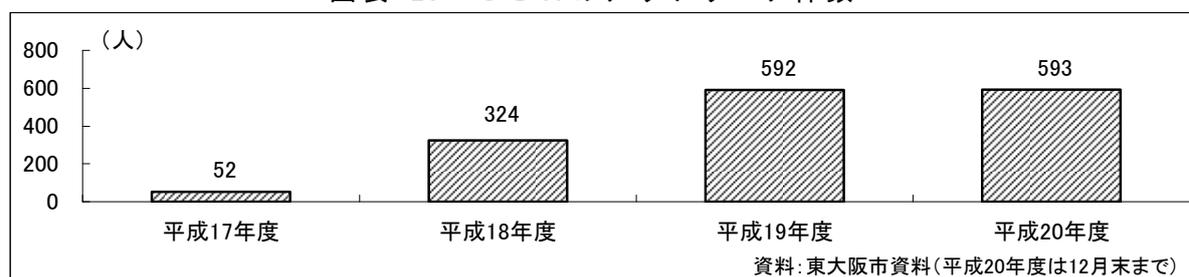
資料：東大阪市資料（平成20年度は12月末まで）

図表 24 CSWの相談件数（相談内容別）

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
介護保険に関すること	8	90	243	711
健康・医療に関すること	9	123	423	1,314
年金に関すること	9	39	23	117
子育て・子どもの教育に関すること	4	74	46	104
ひとり親家庭に関すること	1	12	13	55
経済的援助に関すること	3	30	109	232
生活保護に関すること	21	80	71	275
財産管理に関すること	3	31	48	119
消費者問題に関すること	0	2	11	43
家族の身の回りの世話に関すること	2	43	75	271
就労に関すること	2	24	46	99
施設入所に関すること	9	80	199	229
DVIに関すること	2	16	25	12
ホームレスに関すること	0	3	2	11
地域活動・ボランティアに関すること	3	121	135	306
その他の福祉制度に関すること	72	134	300	676
虐待に関すること	0	0	34	73
身の上相談	0	57	339	601
家族関係	0	0	124	449
その他	18	113	320	1,116
合計	166	1,072	2,586	6,813

資料：東大阪市資料（平成20年度は12月末まで）

図表 25 CSWのアウトリーチ件数



(2) アンケートから見た市民意識等

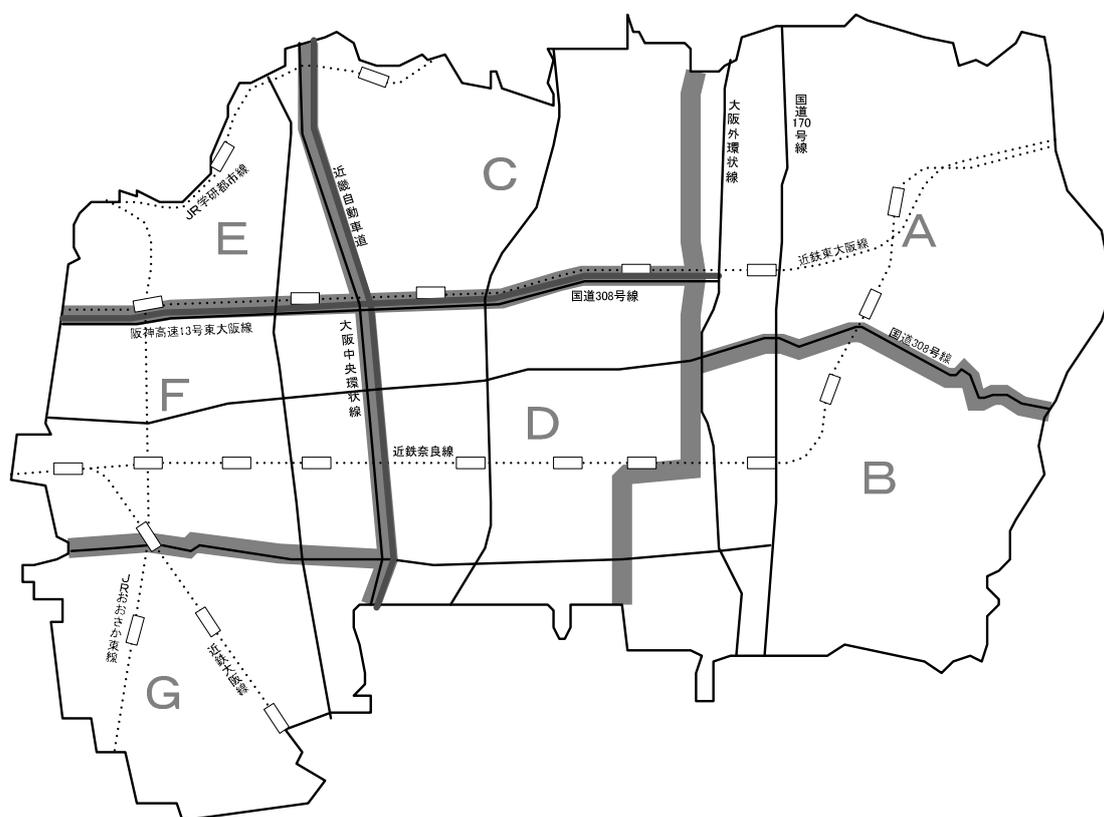
地域福祉についての市民の現状やニーズ等を把握するために、アンケート調査を実施しました。調査対象は、20歳以上の東大阪市民から、1,500人を無作為抽出しました。

調査期間：平成20年6月26日～7月10日

回収状況：発送数1,500通、回収数560通（回収率37.3%）

なお、アンケートの集計結果については、一部、地域（リージョン）別の集計結果も掲載しています。

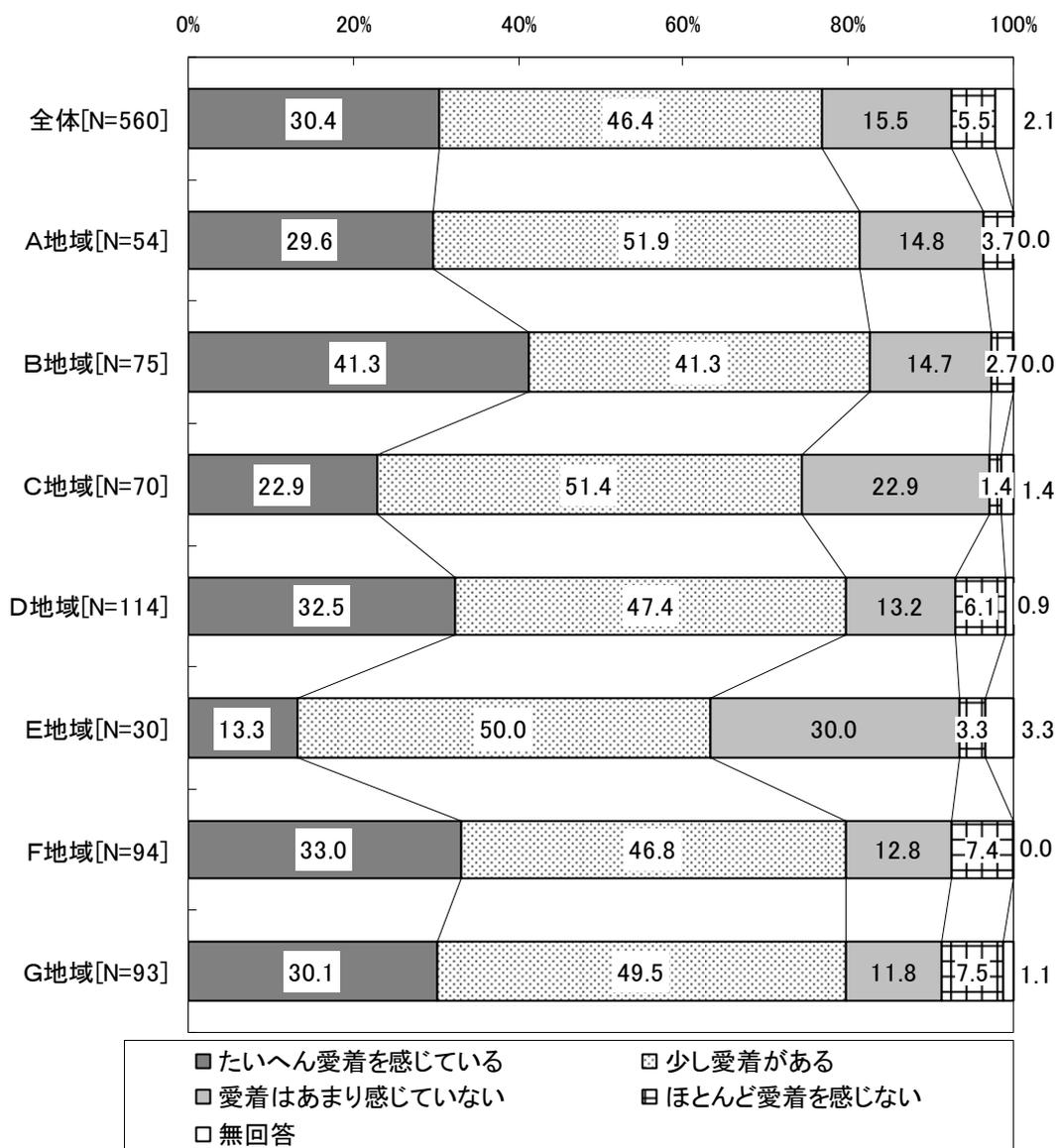
<参考：リージョン位置図>



①地域への愛着、まちの住みやすさ等について

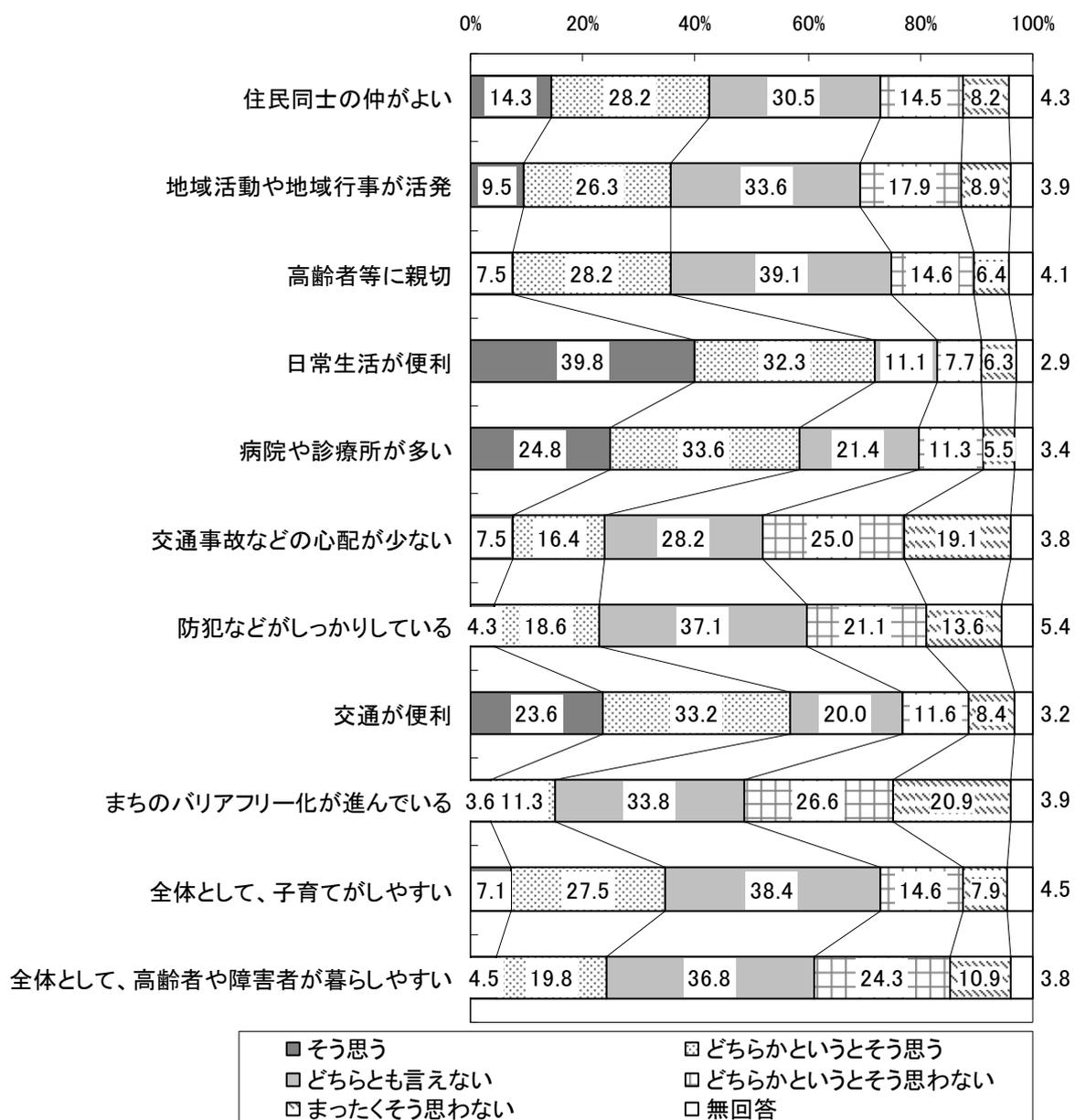
現在、住んでいる地域への愛着は、「少し愛着がある」という人の割合が最も高く、次いで高い割合となっている「たいへん愛着を感じている」をあわせると、8割近くの人が愛着を感じています。

図表 26 居住地域への愛着 [N=560]



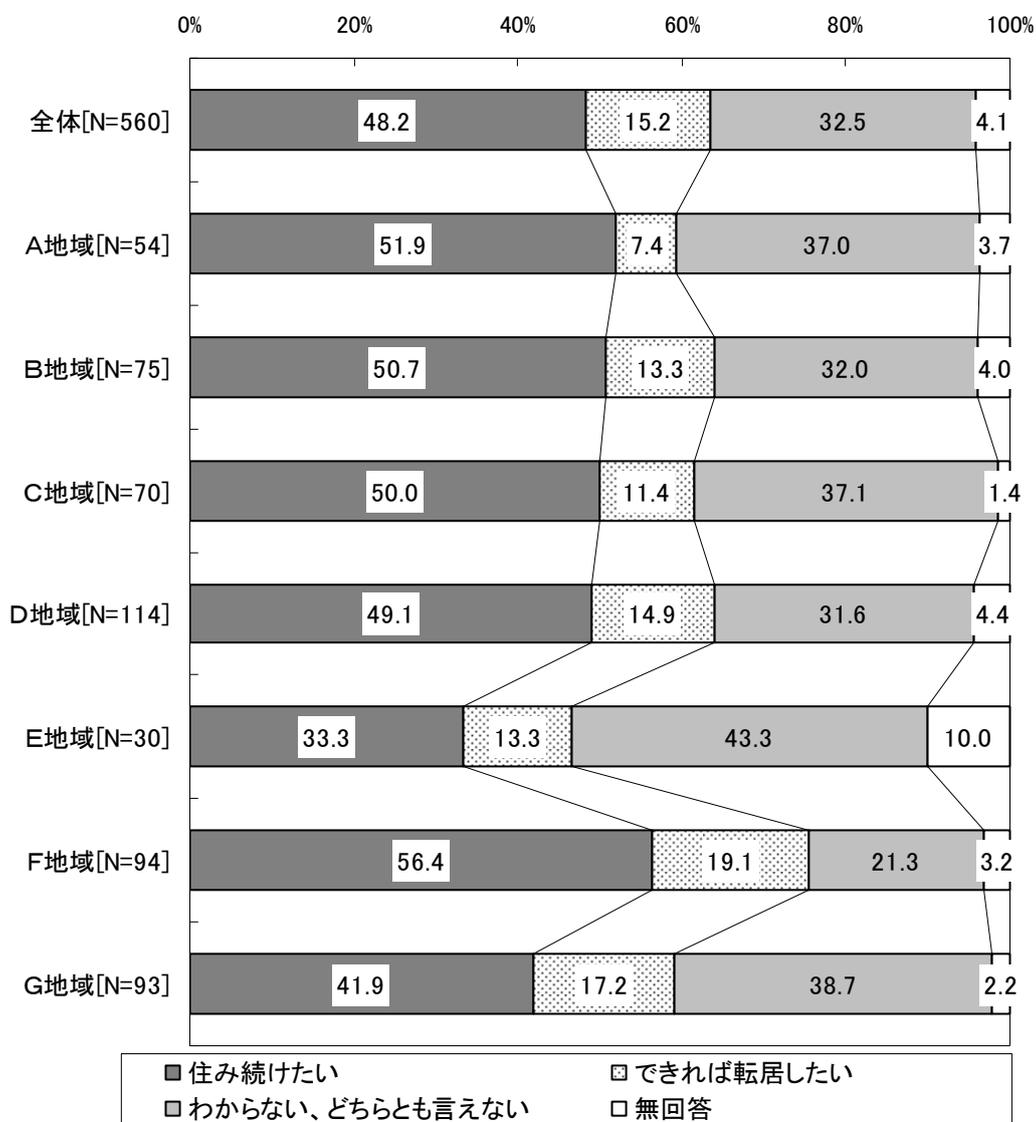
現在住んでいる地域について、どのように感じているか聞いたところ、「日常生活が便利」、「病院や診療所が多い」、「交通が便利」と感じている人が多くなっています。一方、「交通事故などの心配が少ない」、「防犯などがしっかりしている」、「まちのバリアフリー化が進んでいる」と感じている人の割合は少ない状況です。

図表 27 居住地域について感じていること [N=560]



現在住んでいる地域に、今後も住み続けたいかどうかを聞いたところ、「住み続けたい」という人がほぼ半数となっています。

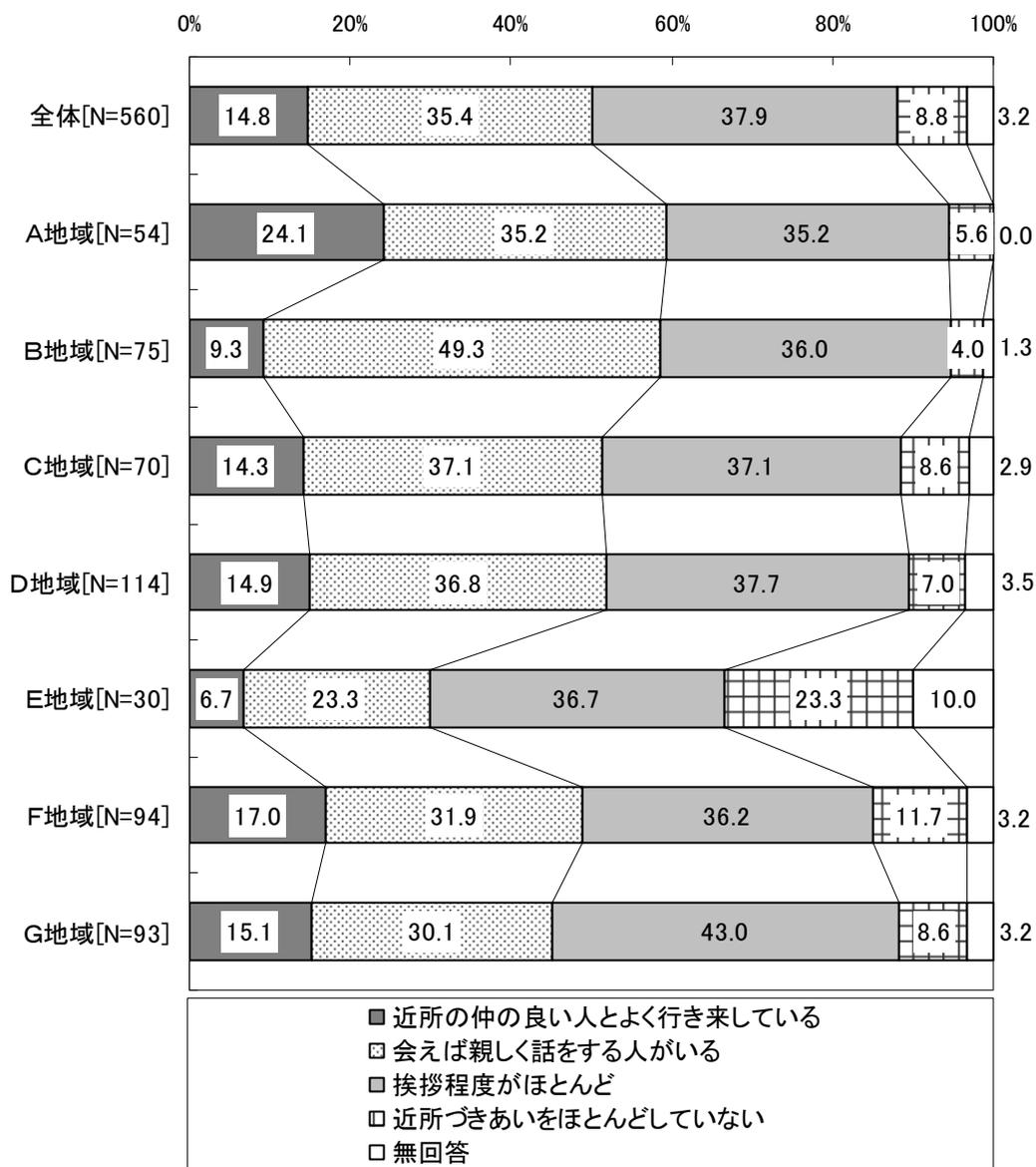
図表 28 現在住んでいる地域に住み続けたいか [N=560]



②地域との関わり、地域活動等の状況

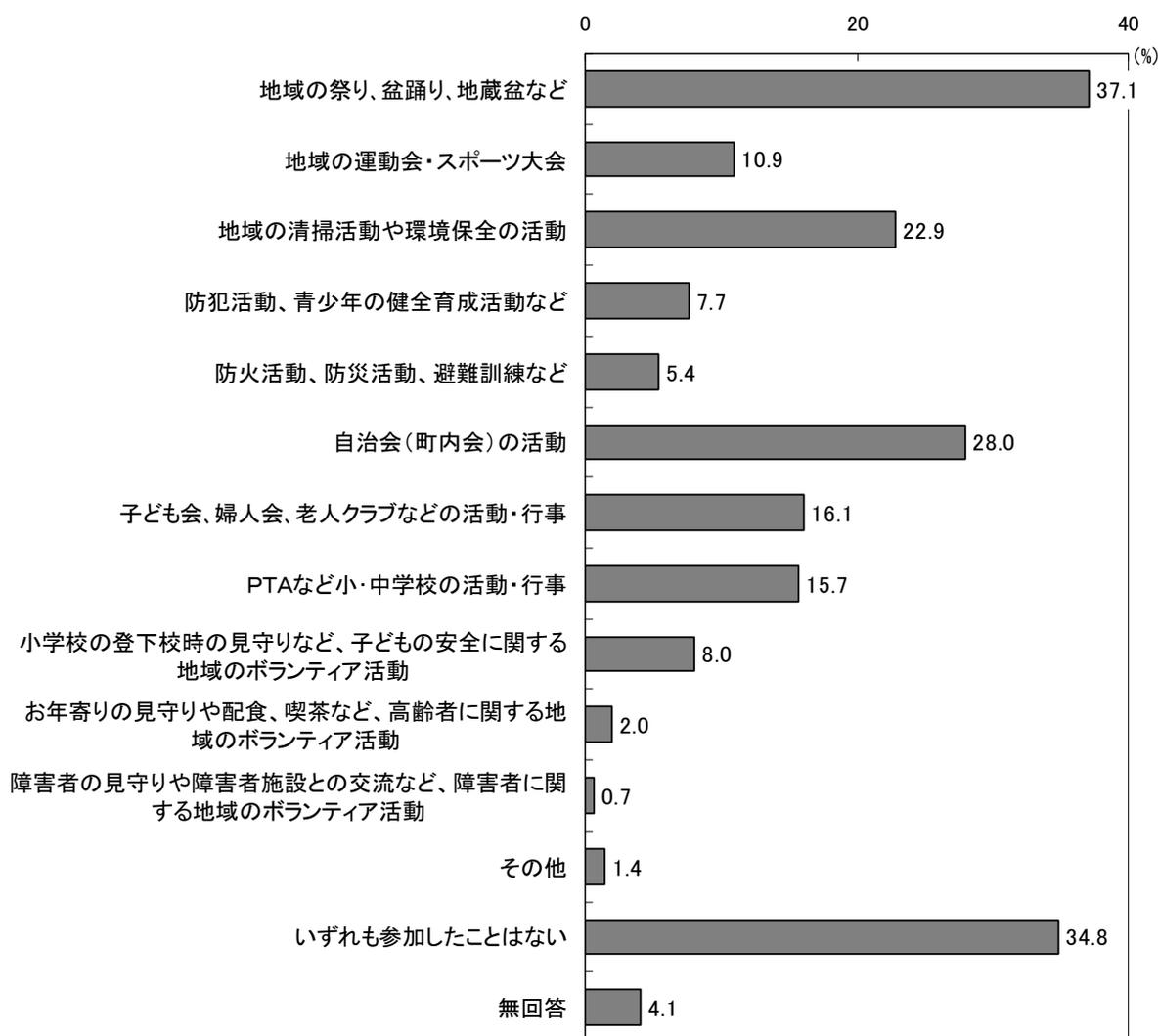
近所づきあいの状況については、「近所の仲の良い人とよく行き来している」と「会えば親しく話をする人がいる」という比較的親密な付き合いをしている人が約半数となっています。一方、「近所づきあいをほとんどしていない」という人も1割弱見られます。

図表 29 近所づきあいの状況 [N=560]



地域で行われている活動や行事などについて、どのようなものに参加しているか聞いたところ、「地域の祭り、盆踊り、地蔵盆」、「自治会（町内会）の活動」、「地域の清掃活動や環境保全の活動」などに比較的多くの人に参加しています。一方で、「いずれにも参加したことはない」という人も3割以上見られます。

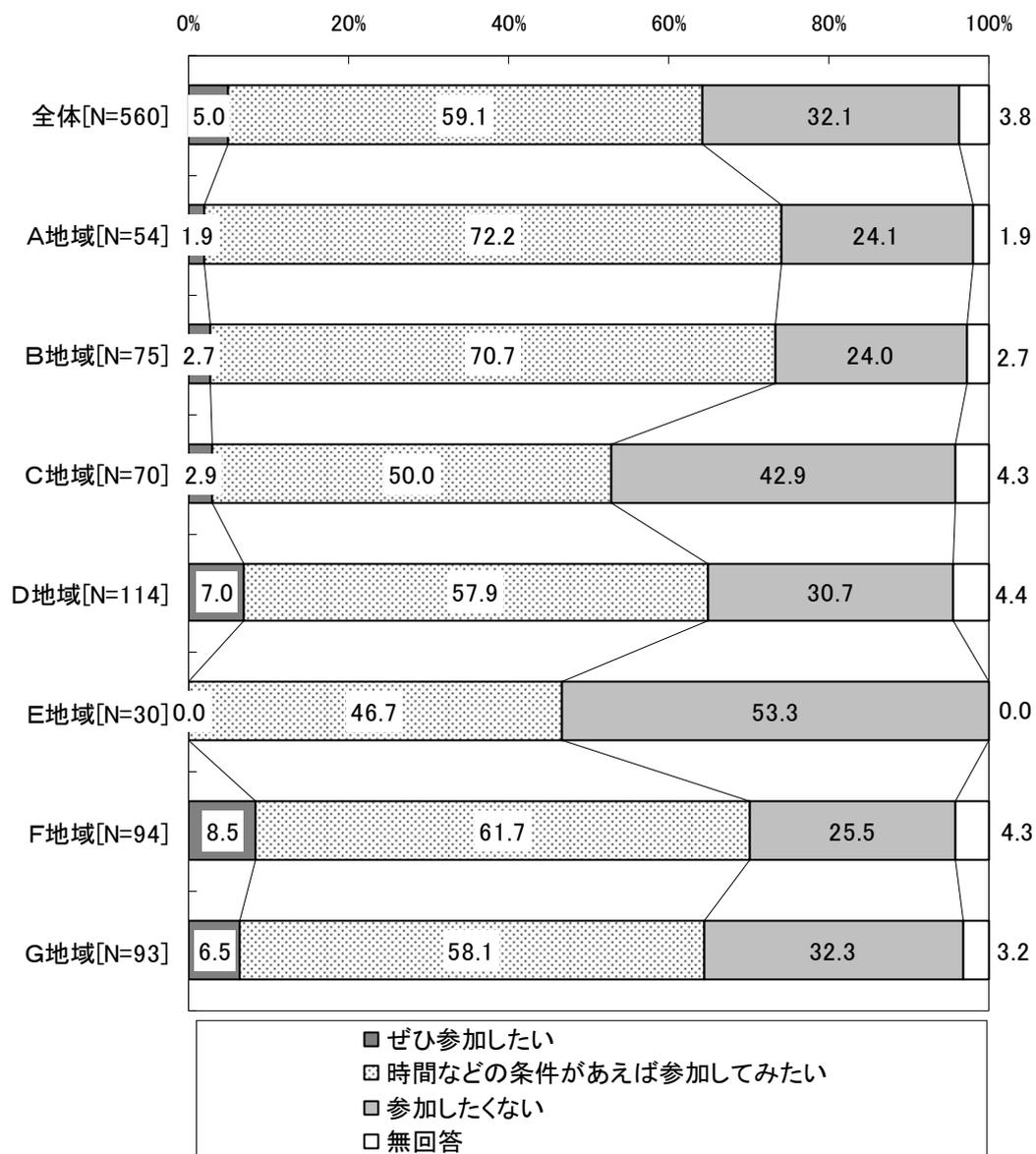
図表 30 地域活動・行事への参加状況 [N=560]



③ボランティア活動等に対する意向

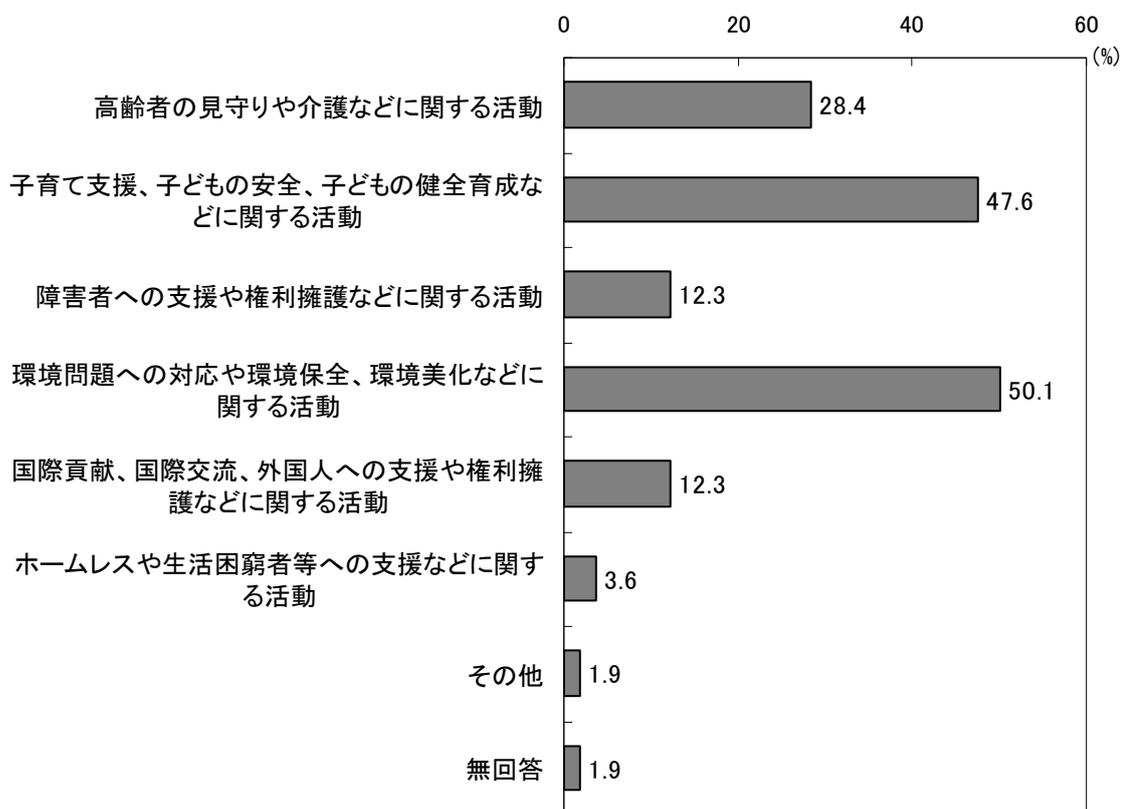
ボランティアやNPOなどの社会貢献・地域貢献の活動に、今後参加してみたいと思うかどうかを聞いたところ、「時間などの条件があれば参加してみたい」という人が約6割となっており、「ぜひ参加したい」という人と合わせると、6割以上の人に参加意向があります。

図表 31 ボランティア活動等への今後の参加意向 [N=560]



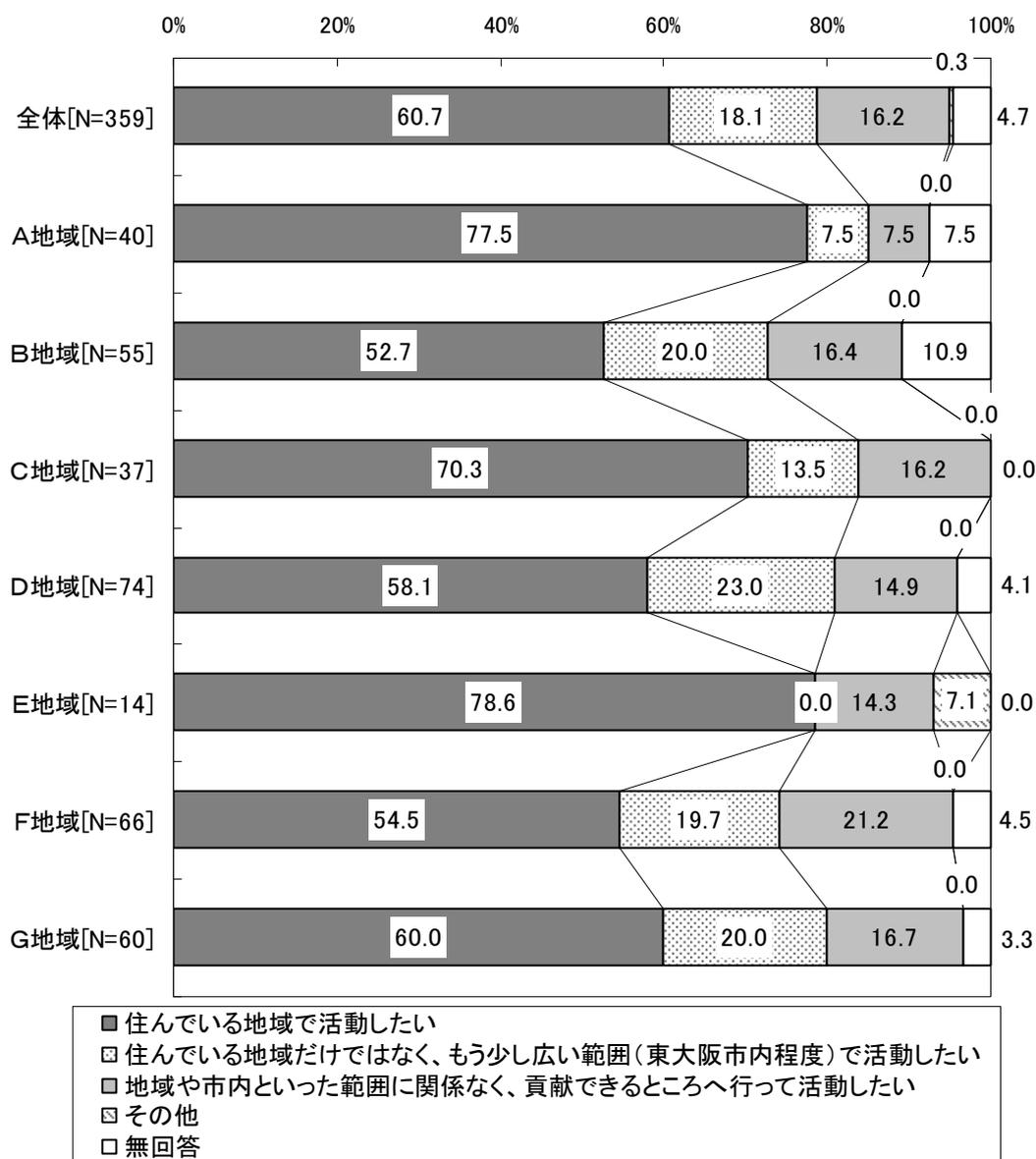
ボランティア活動等に参加意向のある人に、どのような内容の活動に参加したいと思うかを聞いたところ、「環境問題への対応や環境保全、環境美化などに関する活動」や「子育て支援、子どもの安全、子どもの健全育成などに関する活動」、「高齢者の見守りや介護などに関する活動」などが比較的多くなっています。

図表 32 参加してみたいボランティア活動 [N=359]



ボランティア活動等に参加意向のある人に、活動の範囲として主にどのような範囲を考
えるか聞いたところ、「住んでいる地域で活動したい」という人の割合が最も高く、約6割
となっています。

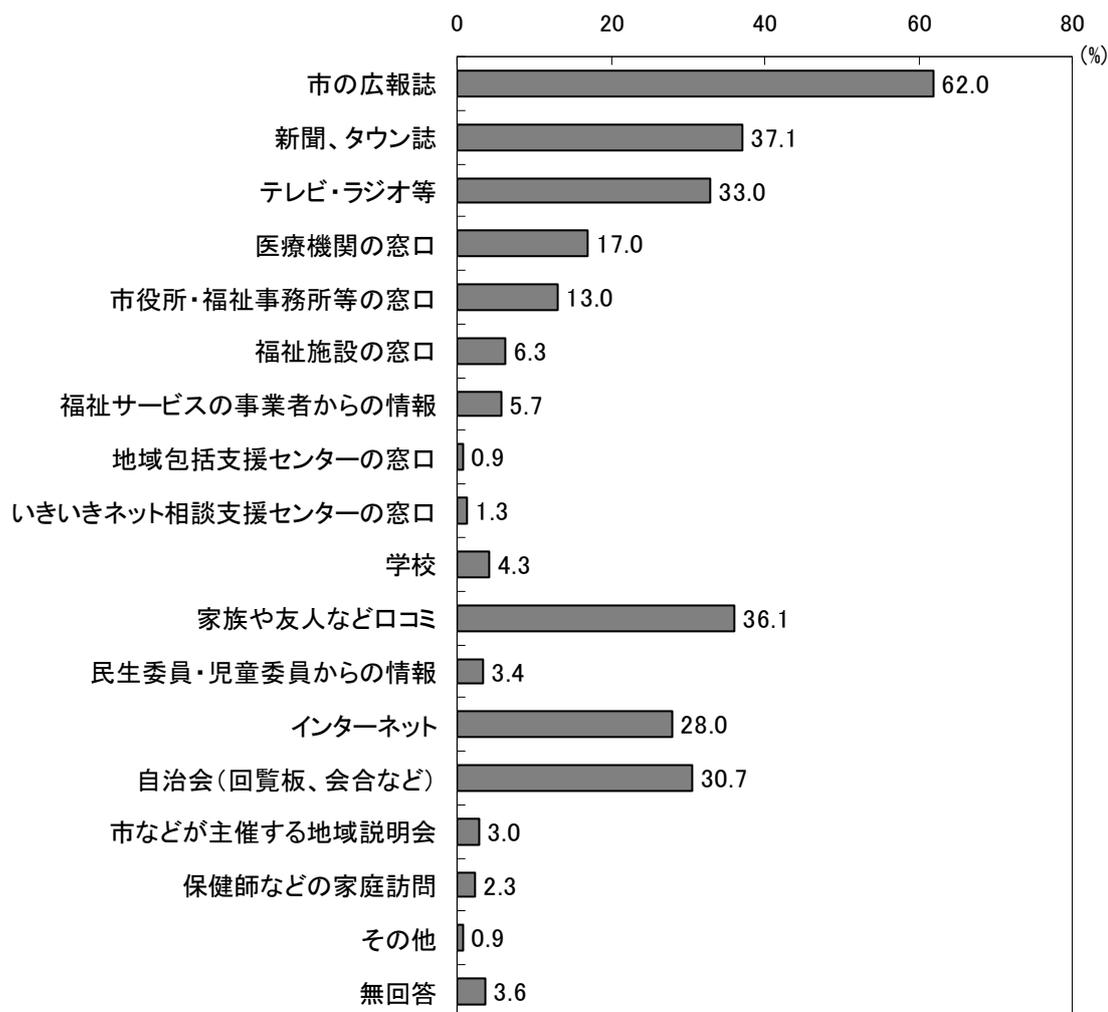
図表 33 ボランティアの希望活動範囲 [N=359]



④地域福祉に関する情報源、活動主体の認知状況、行政への期待等

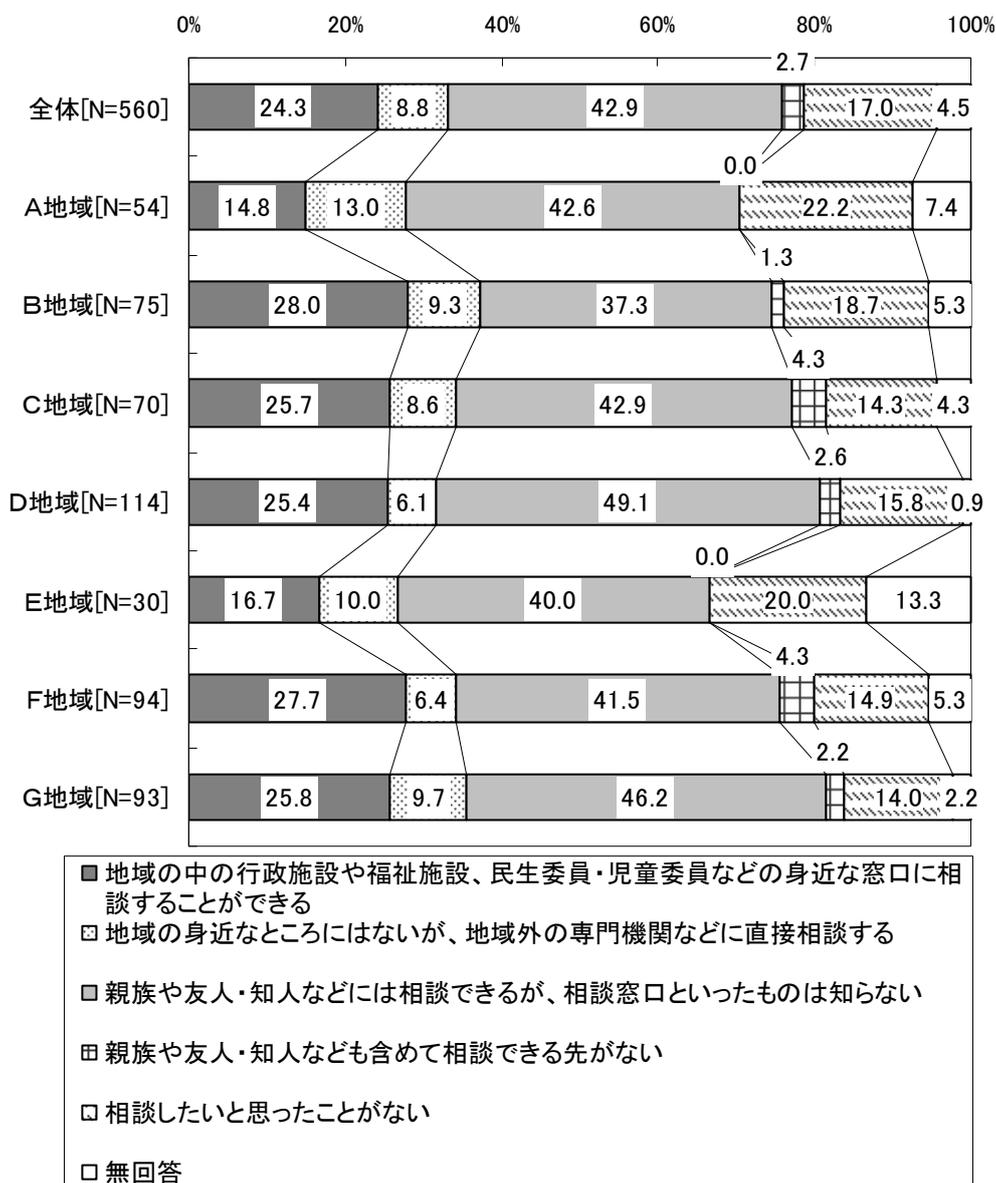
健康や福祉などに関する情報の入手先としては、「市の広報誌」という人の割合が最も高く、約6割となっています。その他、「新聞、タウン誌」、「家族や友人など口コミ」、「テレビ・ラジオ等」、「自治会（回覧板、会合など）」、「インターネット」なども比較的に利用されています。

図表 34 健康・福祉の情報源 [N=560]



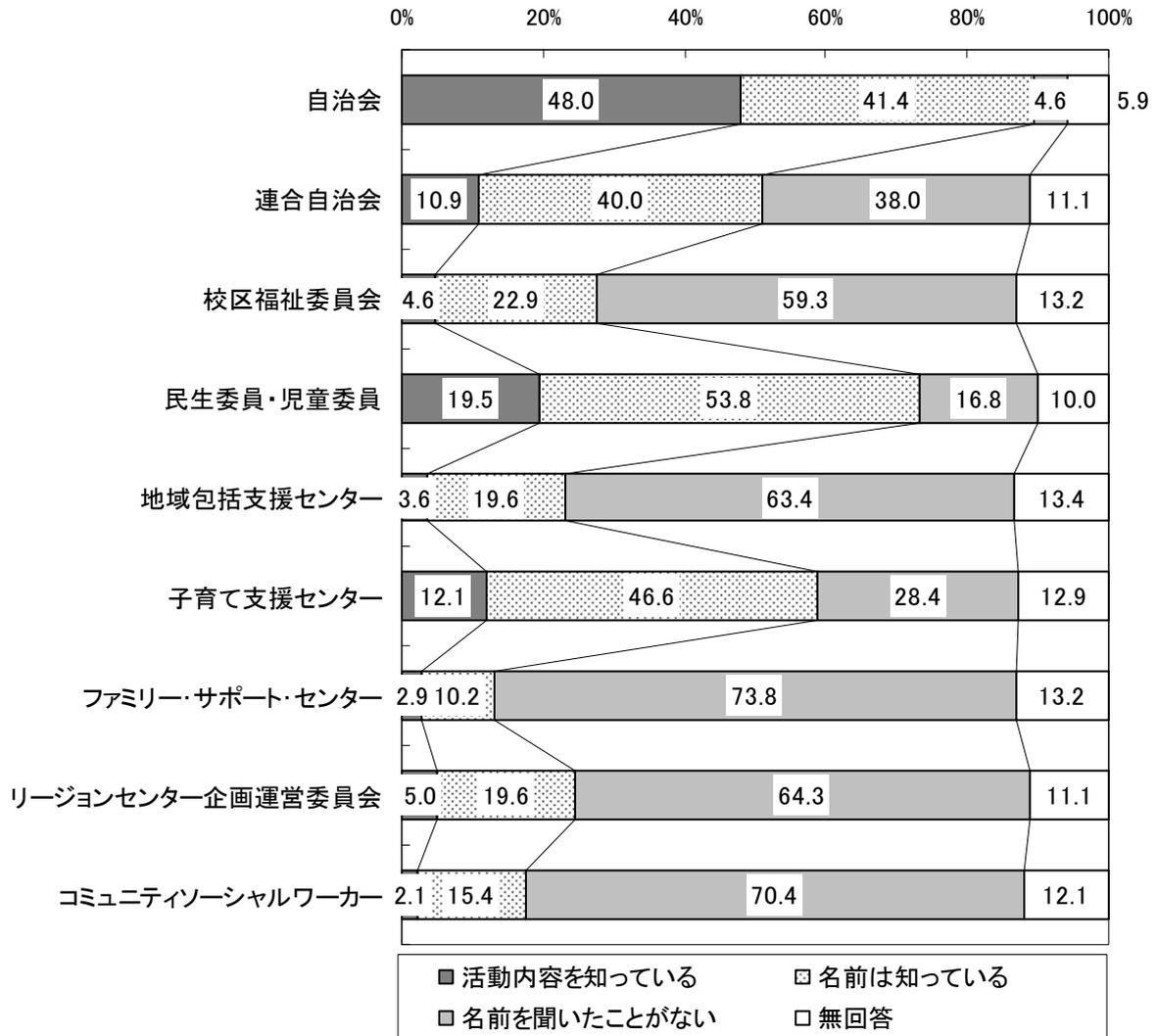
健康や福祉などに関して悩んだり、相談したいと思ったときに、身近に相談できる場所があるかどうかを聞いたところ、「家族や友人・知人などには相談できるが、相談窓口といったものは知らない」という人の割合が約4割となっています。一方、何らかの相談窓口を知っている人の割合は約3割です。

図表 35 健康や福祉などに関する相談先 [N=560]



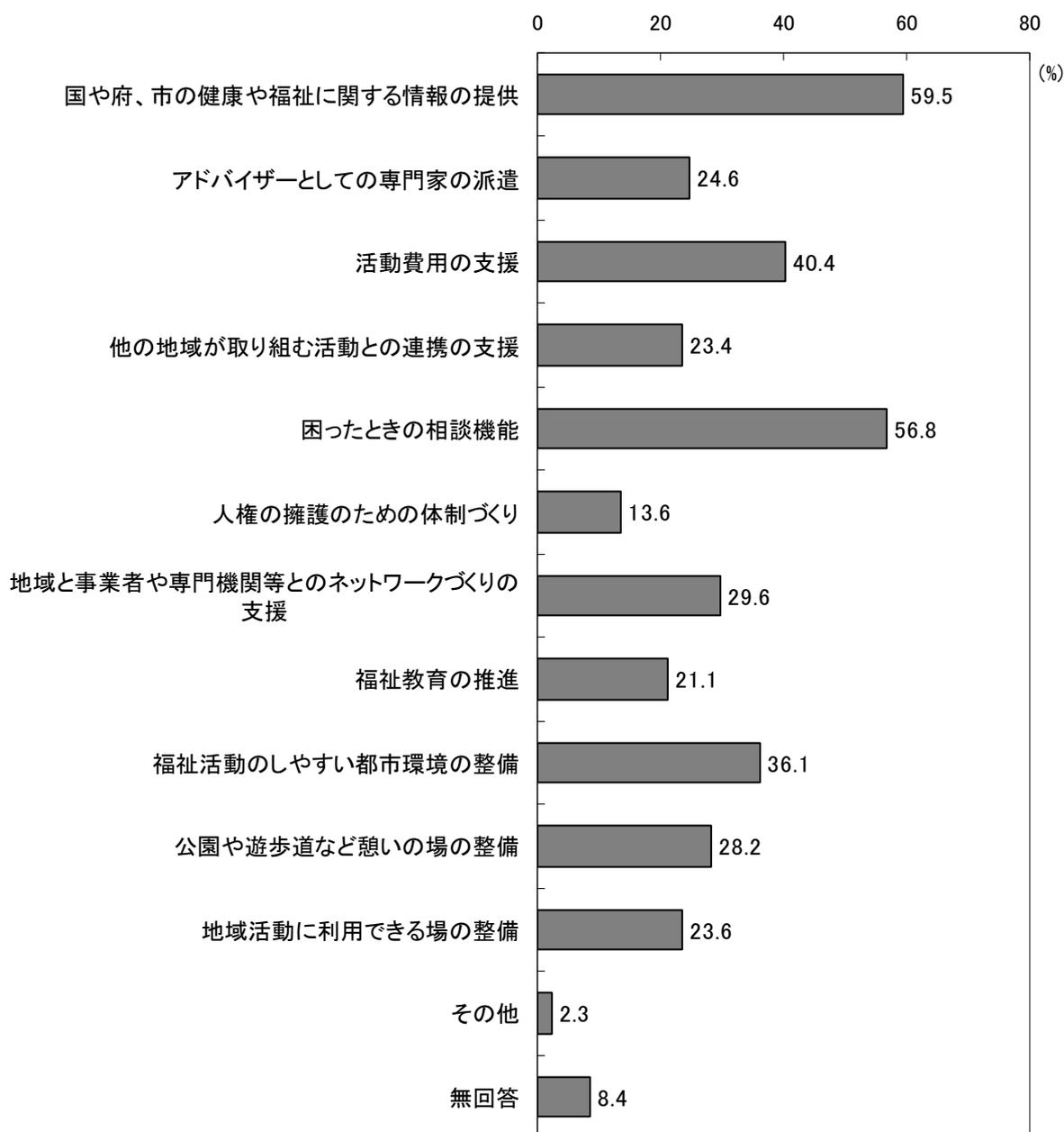
地域におけるさまざまな福祉活動推進主体の活動を知っているかどうか聞いたところ、「自治会」、「民生委員・児童委員」、「子育て支援センター」、「連合自治会」などの認知度が比較的高くなっています。

図表 36 福祉活動推進主体の認知状況 [N=560]



地域における福祉活動を推進するために行政が果たすべき役割としては、「国や府、市の健康や福祉に関する情報の提供」や、「困ったときの相談機能」などを期待する人が多くなっています。その他、「活動費用の支援」や、「福祉活動のしやすい都市環境の整備」なども比較的高い割合です。

図表 37 地域福祉における行政の役割 [N=560]



(3) 地域懇談会における主な意見等

平成20年8月26日～9月11日において、市内7カ所のリージョンセンターで地域懇談会を開催しました。懇談会はワークショップの形式で開催し、計145名の方に参加いただき、活発な意見交換が行われました。地域懇談会で出された主な意見・課題・方向性は以下のとおりです。

<地域懇談会の開催状況>

日程	地域	開催場所
平成20年8月26日(火)	A地域	日下・ゆうゆうプラザ多目的ホール
平成20年8月28日(木)	F地域	布施駅前・夢広場多目的ホール
平成20年8月29日(金)	B地域	四条・やまなみプラザ多目的ホール
平成20年9月2日(火)	C地域	中鴻池・グリーンパル多目的ホール
平成20年9月4日(木)	G地域	近江堂・はすの広場文化ホール
平成20年9月9日(火)	D地域	若江岩田駅前・くすのきプラザ多目的ホール
平成20年9月11日(木)	E地域	楠根・ももの広場多目的ホール

<地域の相談窓口・ネットワークに関する主な意見>

課題として出された意見
<p>【相談する側の課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■どこに相談すればよいのかわからない。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 窓口がたくさんあり、どこに相談してよいのかわからない。 ・ 不安を抱えている高齢者はどこに相談すればよいのか。 ・ ごみ、隣人トラブル、路上駐車など生活の中の困り事はどこに相談すればよいのか。 ■たらいまわしにされる。 ■相談しやすい相手とそうでない相手がいる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談相手には、長年の付き合いで積み重ねた信頼関係が重要。 ・ (反対の意見として) 地域の人である民生委員には相談しにくい。 ■相談したくても、相談できない。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平日の昼間しかやっていないので、相談する時間がない。 ・ 高齢者など、相談窓口まで出て行くことができない人もいる。 ・ 本当に困っている人は知られたくなくて言えない。 ・ 高齢者の中には、人に頼れず、無理してしまう人もいる。 <p>【相談を受ける側の課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■連携・役割分担(顔の見える関係)ができておらず、一部の人に負担がかかっている。 <ul style="list-style-type: none"> ・ たらいまわしを受けてきた人には対応しなくてはと思うが難しい場合もある。 ・ (自治会長、民生委員、ケアマネジャーの意見) あらゆる相談がくるが、提供すべき情報がどこにあるのか、どこにつなげばよいのかわからない。

- ・（地域包括支援センターの意見）民生委員や自治会と連携したいケースもあるが、現時点ではまだできていない。
- ・ 多種多様な相談があっても、顔の見える関係が構築できておらず、スムーズに運ばない。
- プライバシーを考えるとどこまで介入してよいのかという懸念がある（特に高齢者の見守りや虐待に関して）。
- 自治会・老人クラブの非加入者まではカバーできない。
- CSWの周知・浸透が不十分
- ・ 制度の狭間の担い手として、自治会長・民生委員まではある程度周知できているが、地域住民にはまだ浸透していない。リージョンセンターへの出張相談も知られていない。
- ・ 地域に浸透していないために、ニーズの把握ができない。
- ・ 相談対応において、他の機関と連携できていない。



取り組みの方向性として出された意見

- 相談窓口の情報発信の工夫
 - ・ どの窓口がどんな相談に対応しているのかわかりやすい言葉で表現してほしい。
 - ・ 広告やチラシは置くのではなく、掲示すると目に留まる。
 - ・ どこかへ取りに行かないとチラシを入手できないのはよくない。
 - ・ 手元においていつでも読めるものが必要。
 - ・ 一つの媒体（冊子・場所）ですべての相談窓口が分かるようにすべき。
 - ・ いつもよく利用する場所で窓口のPRをするべき。例）老人クラブ、介護予防施設、自治会の掲示板
 - ・ 転入者に対して情報提供すべき。
- 相談対応の入り口の見直し
 - ・ あらゆる相談を受けて、相談を振り分ける総合相談窓口がほしい。
 - ・ 自治会館などの、より身近な場所で、つなぐだけでない具体的な相談対応をするべき。
 - ・ 身近な相談先として民生委員が活躍している。
- 相談機関のネットワークづくり・役割分担の徹底（自治会長、民生委員、地域包括支援センター、福祉事務所、CSW、ヘルパー、ケアマネージャー、学校、PTA、社会福祉協議会、市）
 - ・ 話をするだけで解決につながる人もいれば、専門的な対応が必要な人もいる。
 - ・ 各相談機関の専門性や活動可能な範囲（プライバシーや個人情報の関係で）をふまえた役割分担を明確にして徹底する必要がある。
 - ・ 相談対応の入り口になる人（民生委員・自治会長・ケアマネージャー）への情報提供が必要。（利用可能なサービスや適切な相談窓口に関する情報）
 - ・ 各相談機関の連携により、情報共有、潜在的な相談者（閉じこもり等）を把握する、相談のきっかけづくり、幅広い相談対応が可能となる。
 - ・ 関係機関が意見交換・協議する場が必要。

<地域活動の資源に関する意見>

課題として出された意見

■外出しにくい

- ・ 坂が多い、道が狭い、道路に傾斜がある、車が多い、安全に歩けない。
- ・ 特に、高齢者や車椅子の人にとっては外出が難しい。
- ・ バリアフリー化が進んでいない。
- ・ 地域活動の場所までのアクセスが難しい。

■活動の場所の確保が難しい

- ・ 公共施設、大きな公園等、利用できる場所・施設が少ない。
- ・ 有料である。
- ・ 遠い、もしくはアクセスしにくい。
- ・ バリアフリー等の設備が整っていない。
- ・ 予約がなかなかとれない。

■地域活動を支援する情報がほしい

- ・ (福祉の支援者) 地域の人やつながりに関する情報がほしい。
- ・ 子どもの見守りに参加してほしいが、何かあったときの責任の所在が曖昧なために強くは参加を要請できない。
- ・ 地域活動の研修でとりあげた方がよいテーマや、地域活動の仕方を教えてほしい。
- ・ 地域外でボランティアをしている人に来てもらって、情報を提供してほしい。
- ・ 高齢者の見守りは、個人情報の取り扱いが難しい、交流を拒否する高齢者もいるなど、難しいことが多い。

■地域活動における行政との役割分担が不明

- ・ 活動としてどこまで踏み込んでよいのかわからない。
- ・ 負担が大きく、フォローしきれないこともある。
- ・ 自治会や老人クラブの非加入者まではフォローできない。

■活動範囲と地域の実態の相違

- ・ 範囲がリージョンと連合の二重になっており、活動しにくい。
- ・ 顔見知りの範囲と活動の範囲が異なっている地域もある。



取り組みの方向性として出された意見

●道路交通環境の整備が必要

- ・ 細い路地も走行するコミュニティバスがほしい。車内が交流場所にもなる。
- ・ 歩道を広くする、段差をなくすなど、歩行者優先の道路整備が必要。

●バリアフリー化を進めてほしい、地域の活性化にも影響する。

●地域で高齢者の外出支援ができればよい。

- 無料、気軽に来られる、予約や手続きがしやすい、アクセスしやすい、気軽に行ける場所がほしい。(高齢者が気軽に集える場所→安否確認も可能、子どもの居場所・遊び場、障

害者が気軽に利用できる場所、健康づくり・介護予防のための運動場所、世代間交流できる場所、福祉活動や趣味・習い事のできる場所)

●活動場所・人的資源は工夫次第で拡大可能

- ・地域の組織との連携による利用資源の拡大（学校の空き教室・グラウンド等、社務所、街かどデイやサロン等の他の活動で利用している場所）
- ・眠っている資源を活かす（空き地、空き店舗、空き民家・マンションの空き部屋、ポケットパーク等）
- ・豊かな自然環境や史跡などの歴史資源などを楽しめるように整備する。
- ・公民館は使えるので、もっと利用しやすいようにするべき。
- ・市民福祉活動センターを活用した人材を活かすネットワークをつくるべき。

●地域活動を支援する情報発信

- ・地域活動を展開する上でのノウハウや個人情報等に関するルールを示してほしい。
- ・高齢者の見守りについては、グループ対グループでの成功事例や、高齢者の意識付けが重要との情報もある。
- ・リージョン毎に地域福祉の情報マップがあればと思う。

●活動場所の確保や組織間の調整・役割分担・ネットワークづくりに対する行政支援は必要

- ・空き教室の利用には一定のルールが必要。
- ・公民館の中には利用しにくいところもある。
- ・誰が何をするのか、活動を展開する上での組織間の調整は行政にしてほしい。
- ・プラットフォーム機能は駅に近いところに立地してほしい。

●活動範囲は地域の実態をよくみて検討するべきである。

<地域活動への住民参加に関する意見>

課題として出された意見

■地域活動の担い手・参加者の減少、固定化、高齢化

（特に、若者、外出の難しい高齢者、男性、子ども等の参加が少ない）

- ・関心があっても、どんな活動があるのか、自分にできる活動があるのか、わからなくて動けない人もいる。
- ・参加したら大変そうという負担感が大きいイメージがある。
- ・組織や活動についてよく知らず拒否感を示す人もいる。
- ・参加したいと思うメニューがない。
- ・行政からの地域に対する依頼量が多い。
- ・（高齢者）地域活動へ出てこられない。活動内容が体力的に厳しい。
- ・（若者）活動の日時が都合に合わない。
- ・新規の人や若者には入りにくい雰囲気がある。

■結果として、一部の人に負担がかかり、手が回らない。新しいことができない。

■住民同士のつながりや助け合いの意識が低い

- ・隣近所の付き合いが希薄である。

- ・ 助け合いはおろか、隣人の顔さえ知らない。
- ・ 地域の人、活動・行事、コミュニケーションや助け合いに対する関心が低い人が多い。
- 高齢者、子育てを地域で支える意識がなくなっている
- ・ 高齢者の見守りが民生委員だけというのはとても寂しい。
- ・ 個人主義が広がっており、地域で子育てするという意識がなくなっている。
- ・ 見守り等のボランティア活動で、もっと密着した形をとりたい。



取り組みの方向性として出された意見

<地域活動の運営を見直す>

- (主に、趣味活動について) 参加者のニーズに対応する。
 - ・ (メニュー) 花植え、子どもに関するもの、体力に自信のない高齢者でも参加できるものなど、参加者の趣味嗜好や体力にあったもの。
 - ・ (イメージづくり) ネーミングは重要。
 - ・ アクセスが難しい人のための移送サービスが必要。
 - ・ カラオケクラブに講師を呼ぶと参加者が増える。
- (主に、地域活動について) 参加者が気軽に参加でき、やりがいを感じられるようにする
 - ・ 井戸端会議や小さい役など、簡単なことから参加していただく。
 - ・ 地域に貢献できているという実感をもてるものがよい。
 - ・ ボランティアに対する還元が必要ではないか。
- そのほか、活動全体に対する工夫
 - ・ 新規転入者が参加できるきっかけをつくる。
 - ・ 開催日時を工夫したり、早くから声かけすることで参加者の都合に配慮する。
 - ・ 新しいことを企画してマンネリ化しないようにする。
- 人的資源を発掘・育成
 - ・ 団塊世代、退職者、高齢者に参加してほしい。
 - ・ リーダーシップ研修により、地域活動の後継者を育成する。
 - ・ 町会長からの声かけで人を集める。
 - ・ 新しい事業をすることで、新しい人材が出てくるかもしれない。
 - ・ 任期制を利用すれば、経験者を増やすことができる。
- 地域活動の組織連携(自治会、民生委員、地域包括支援センター、学校、PTA等)
 - ・ 参加者の拡大、活動の一本化による負担の軽減、取り組みの拡大を図る。
- 活動に対する地域の理解と参加を促すための情報発信
 - ・ 地域活動の検索システムがほしい。ボランティア情報の一元化。
 - ・ 楽しいイベントで呼びかけを行う。
 - ・ パソコンや携帯など、よく利用するツールを活用する。
 - ・ ボランティアの入り口をわかりやすくする。正しい理解を促す。
 - ・ 福祉活動は市民一人ひとりの行動で支えられているという意識付けが必要。

<住民参加の基盤となる住民同士のつながりづくり>

●普段からの住民同士のつながりづくり

- ・声かけ、あいさつ、見守り、日頃からのコミュニケーション。
- ・向こう三軒両隣のつながりづくり。

●住民同士の交流機会の確保

- ・子どもを媒体として交流する。子どもを通じて地域に関心をもってもらう。
- ・公園や公民館など、誰でも気軽に集える場所を活用して交流する。
- ・皆が楽しめる行事に福祉の話を織り交ぜる。
- ・多世代交流できるものがよい。
- ・老若男女、各種団体が意見交換できる場を設ける。

●地域づくりのビジョンから考えてみる

- ・昔からの慣習・風土を活かしながら、新たな地域づくりをしたい。
- ・高齢者が住み続けたい地域にしたい。

●地域に声かけできるキーマンを発掘する

- ・地域の世話役は、役職がないからこそ動きやすいという点がある。
- ・福祉委員が中心となって活動しているところもある。

●住民同士のつながりづくりをしていくことで、高齢者や子育てに対する地域の支援につながっていく。

2. 用語説明

【ア行】

○アウトリーチ

相談員が地域に出向いて行き、身近な地域で相談に対応すること。

コミュニティソーシャルワーカー（CSW）によるアウトリーチでは、地域におけるさまざまなニーズを把握し、問題解決に向けての活動を行うために、民生委員・児童委員、校区福祉委員会、公的機関、福祉施設、医療機関、自治会、学校などに出向き、地域福祉推進のためのネットワークの構築を図る活動も行っています。

○NPO

「非営利組織(Non-Profit Organization)」の略。営利を目的としない公益事業や市民活動を行う民間組織のこと。本来的に法人格を持っているかどうかは問いませんが、これらを支援する「特定非営利活動促進法（NPO法）」が平成10年に制定されています。

【カ行】

○校区福祉委員会

社会福祉協議会の内部組織としておおむね小学校区単位に結成された自主的な活動組織。住民団体、福祉団体、当事者団体、関係団体など地域の各種団体から構成されており、校区内の身近な福祉問題を解決するための活動を行っています。

○高齢者向け優良賃貸住宅

高齢者が安全に安心して生活できるように、高齢者向け優良賃貸住宅制度により整備された賃貸住宅で、バリアフリー化や緊急時対応などの配慮がされています。60歳以上の単身世帯や夫婦世帯などが入居対象となります。

○国際情報プラザ

日本語能力に関わらず、全ての住民が公平に行政サービスにアクセスできる体制整備とともに、市民の一人ひとりが見識豊かで多様な文化を認めあう国際人として、市民意識啓発を進めることを目的として平成16年7月に東大阪市役所8階に開設しました。英語、韓国・朝鮮語、中国語、日本語による多言語相談案内・情報提供等を行っています。

○コミュニティ

地域社会のことで、居住地域を同じくし、共通の生活基盤・地縁で結びついた人々の共同体を表す言葉です。なお、居住地域に関わらず、同じ目的や関心で結びついた人々の集まり（テーマコミュニティ）を指す場合もあります。

○コミュニティソーシャルワーカー（CSW）

コミュニティソーシャルワーカーは、地域において援護を必要とする方やその家族からの相談に応じたり、地域と関係機関、専門的な相談先をつなぐ役割を果たします。また、地域における福祉課題を把握し、援護を必要とする方を総合的に支援するなど、地域福祉活動のネットワークづくりを行います。

○コミュニティビジネス

地域（コミュニティ）の労働力、知識、技術など地域内に存在する経営資源を活用して、地域住民や当事者が自発的に地域や自らの課題解決に取り組み、ビジネスとして成立させていく事業活動。

【サ行】

○社会福祉協議会

地域のみなさんやボランティア、福祉、保健等の関係者、行政機関の協力を得ながら共に考え実行していく地域福祉推進のための民間の社会福祉団体。民間組織として「自主性」と広く市民のみなさんや社会福祉関係者に支えられた「公共性」という2つの側面を合わせもっています。

○成年後見制度

認知症や知的障害、精神障害などのために判断能力が不十分な人が、地域で安心して生活できるよう、後見、保佐、補助により支援を行う制度です。家庭裁判所などにより選任された成年後見人等が本人の意思を尊重し、契約などの法律行為の同意や代行などを行います。判断能力が十分なうちに成年後見人と契約を結び、判断能力が衰えたときに備える「任意後見」と、判断能力が衰えた後に家庭裁判所へ申立てをして成年後見人を選ぶ「法定後見」があります。

○セーフティネット

直訳は安全網。もともとサーカスの空中ブランコなどの下に張ってある網のことをいいます。病気、事故、災害など人生における不測の事態に陥ったときに、安全と安心を確保するための社会的な安全網のことを意味します。

○ソーシャルインクルージョン

すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うという理念です。

【夕行】

○地域包括支援センター

介護保険法の改正に伴い、平成18年度から創設された機関で、地域の高齢者を中心に、住民の心身の健康維持や介護予防、総合相談、権利擁護や虐待防止などの業務を担います。各市町村において高齢者の生活圏域を設定し（日常生活圏域）、おおむねその圏域を単位として設置されます。

【ナ行】

○日常生活自立支援事業

認知症や知的障害、精神障害などのために判断能力が不十分で、本人のみでは日常生活を営むのに必要なサービス等を適切に利用できない（情報入手、手続き、契約、意思表示等）場合に、地域で自立した生活を送ることができるよう、福祉サービスの利用援助などのサービスを提供する事業です。

○ノーマライゼーション

障害者の人権や尊厳性は障害のない人と同じであり、障害の有無に関係なく平等に生活できる社会こそノーマルな社会であるという理念にもとづいて、ともに地域で生活することができる社会をめざそうとする考え。

【ハ行】

○パートナーシップ

事業やサービスに関わる全ての人々がそれぞれの役割をその都度話し合って確認し、相互の関わりによってよりよい成果を目指していく姿勢。

○バリアフリー

高齢者や障害者、外国人などが活動するうえで、社会のなかに存在する障壁（バリア）になるものを取り除くこと。例えば、道路の段差の解消、建物のスロープの設置などハード面のバリアフリーをはじめ、読みやすい大きな文字や点字での表示、音声ガイド、多言語サポート、ピクトグラム（絵文字）などを用いた情報提供といった情報のバリアフリー、高齢者や障害者、外国人などへの偏見・差別の解消としての「心のバリアフリー」など、生活の中でのさまざまなバリアの除去を広く表す言葉。（→関連項目「ユニバーサルデザイン」）

○福祉有償運送

要介護者・身体障害者等のうち、他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な方に対して、NPO等が営利とは認められない範囲の対価により、自家用自動車を使用して行う個別輸送サービス（道路運送法第79条による登録が必要）。

○母子福祉推進委員

母子家庭及び寡婦の福祉の推進を図るため、小学校区を担当地区として1名ずつ配置し、母子家庭の母及び寡婦からの相談に応じたり、情報提供を行う委員。

【マ行】

○民生委員・児童委員

地域において、住民の身近なところで相談援助や生活支援等を行う民間の委員。民生委員法・児童福祉法に基づき国から委嘱されるもので、準公務員として位置づけられます。また、民生委員・児童委員の内、児童福祉法に基づき区域を直接担当しないで児童福祉に関する事項を専門的に担当する主任児童委員が設置されています。

【ヤ行】

○ユニバーサルデザイン

バリアフリーと近い概念ですが、バリアフリーが高齢者、障害者、外国人等の活動にバリアとなるものを取り除くことを主眼としているのに対し、ユニバーサルデザインは特定の人の利用に限定しない、最大限すべての人が利用しやすい製品、建築、空間などのデザインのことを表します。「ユニバーサル」とは直訳すると「普遍的」という意味で、当初からすべての人が使いやすいように普遍的な機能を組み込んでおくという考え方に立ちます。(→関連項目「バリアフリー」)

【ラ行】

○ライフステージ

人間の成長の度合いに応じた人生の段階を指す言葉。人生の段階をどのように区分するかについてはいろいろな考え方がありますが、一般的には、乳児期、幼児期、児童期、思春期、成人期、壮年期、老年期といった区分が多く用いられます。

○リージョン

本市では総合計画に基づくまちづくりの具体化にあたり、地域が持つ固有の歴史や文化的な個性を生かしながら進めることが重要であることから、成人の徒歩30分圏内程度(ほぼ3~4中学校区の区域)を目安に、広域幹線道路、主要幹線道路、河川、鉄軌道などの状況から区分した7地域をA~G地域(リージョン)と呼んでいます。

【ワ行】

○ワークショップ

会議運営の方法で、さまざまなテーマにおける課題や解決方針などをみんなで考えるために、関係者が7~8名のグループになり、ざっくばらんに意見を言い合い、そのなかから方向性を整理し、導き出す方法。

3. 地域福祉に関する社会福祉法抜粋

(福祉サービスの基本的理念)

第三条 福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。

(平一二法一一一・全改)

(地域福祉の推進)

第四条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

(平一二法一一一・全改)

(市町村地域福祉計画)

第七十七条 市町村は、地方自治法第二条第四項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 一 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 二 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 三 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(平一二法一一一・追加)

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第九十九条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

2 地区社会福祉協議会は、一又は二以上の区(地方自治法第二百五十二条の二十に規定する区をいう。)の区域内において前項各号に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を經營する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、その区域内において社会福祉事業又は更生保護事業を經營する者の過半数が参加するものとする。

3 市町村社会福祉協議会のうち、指定都市の区域を単位とするものは、第一項各号に掲げる事業のほか、その区域内における地区社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整の事業を行うものとする。

4 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、広域的に事業を実施することにより効果的な運営が見込まれる場合には、その区域を越えて第一項各号に掲げる事業を実施することができる。

5 関係行政庁の職員は、市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会の役員となることができる。ただし、役員の数分の五を超えてはならない。

6 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業を經營する者又は社会福祉に関する活動を行う者から参加の申出があつたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(平一二法一一一・追加・旧第七百七条線下)

4. 東大阪市社会福祉審議会条例

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づく社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関として、本市に東大阪市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(調査審議事項の特例)

第2条 審議会は、法第12条第1項の規定に基づき、児童福祉に関する事項を調査審議する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員の任期は、当該臨時委員に係る特別の事項の調査審議が終了する時までとする。

(委員長の職務の代理)

第4条 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、委員の4分の1以上の者から審議すべき事項を示して招集の請求があったときは、審議会の会議を招集しなければならない。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 臨時委員は、当該臨時委員に係る特別の事項について審議会が会議を開く場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(専門分科会)

第6条 審議会の専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

2 専門分科会ごとに専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員及び臨時委員（民生委員審査専門分科会にあっては、委員）の互選によってこれを定める。

3 専門分科会長は、その専門分科会の会務を掌理する。

4 専門分科会長に事故があるとき、又は専門分科会長が欠けたときは、あらかじめ専門分科会長の指名する委員又は臨時委員（民生委員審査専門分科会にあっては、委員）がその職務を代理する。

5 前条の規定は、専門分科会の会議について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「専門分科会」と、「委員長」とあるのは「専門分科会長」と読み替えるものとする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

2 この条例の施行後最初に行われる審議会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

5. 東大阪市社会福祉審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、東大阪市社会福祉審議会条例（平成17年東大阪市条例第2号）第7条の規定に基づき、東大阪市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(専門分科会)

第2条 専門分科会及びその調査審議する事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 民生委員審査専門分科会 民生委員の適否の審査に関する事項
- (2) 障害者福祉専門分科会 身体障害者及び知的障害者の福祉に関する事項
- (3) 高齢者福祉専門分科会 高齢者の福祉に関する事項
- (4) 児童福祉専門分科会 児童及び母子の福祉並びに母子保健に関する事項

2 審議会は、前項各号に定める専門分科会のほか、必要に応じ、その他の専門分科会を置くことができる。

3 審議会は、専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。以下この項において同じ。）の所管に属する専門事項について諮問を受けたときは、当該専門分科会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(審査部会)

第3条 審議会は、障害者福祉専門分科会に次の各号に掲げる審査部会を置く。

- (1) 視覚障害審査部会
- (2) 聴覚障害等審査部会
- (3) 肢体不自由審査部会
- (4) 内部障害審査部会
- (5) 更生医療機関審査部会

2 審議会は、前項第1号から第4号までに掲げる審査部会に身体障害者の障害の種別ごとに障害程度の審査に関する事項並びに身体障害者手帳に係る指定医の指定及び取消しに関する事項を、前項第5号に掲げる審査部会に更生医療を担当する医療機関の指定及び取消し並びに担当する医療の種類の変更に関する事項を、それぞれ調査審議させるものとする。

3 審査部会ごとに審査部会長を置き、審査部会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。

4 審査部会長は、会務を掌理する。

5 審査部会長に事故があるとき、又は審査部会長が欠けたときは、あらかじめ審査部会長の指名する委員又は臨時委員がその職務を代理する。

(審査部会の会議)

第4条 審査部会の会議は、審査部会長が招集し、審査部会長がその議長となる。

2 審査部会の会議は、委員及び臨時委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

3 審査部会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、審査部会長の決するところによる。

4 審議会は、前条第2項に定める事項について諮問を受けたときは、審査部会の決議をもって審議会の決議とする。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、健康福祉局において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則（平成17年東大阪市規則第1号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年東大阪市規則第27号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

6. 東大阪市社会福祉審議会地域福祉専門分科会設置要綱

(設置)

第1条 本市における地域福祉に関する計画その他の地域福祉に関する事項を調査研究するため、東大阪市社会福祉審議会規則第2条第2項の規定に基づき、東大阪市社会福祉審議会に地域福祉専門分科会を設置する。

(所掌事務)

第2条 地域福祉専門分科会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 東大阪市新地域福祉計画（平成16年3月策定。以下「新地域福祉計画」という。）の見直しに関する調査及び研究に関すること。
- (2) 新地域福祉計画の進捗状況に関すること。
- (3) その他新地域福祉計画の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 地域福祉専門分科会は、東大阪市社会福祉審議会委員12人以内で組織する。

(会長及び代理者)

第4条 地域福祉専門分科会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、地域福祉専門分科会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 地域福祉専門分科会の会議は、東大阪市社会福祉審議会条例第5条の規定を準用する。

(庶務)

第6条 地域福祉専門分科会の庶務は、健康福祉局福祉部健康福祉企画課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、地域福祉専門分科会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

この要綱は、平成20年4月25日から施行する。

7. 東大阪市第3期地域福祉計画策定懇話会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法第107条の規定に基づく、東大阪市新地域福祉計画（平成16年3月策定。以下「新地域福祉計画」という）を見直すにあたり、あらかじめ、市民、福祉関係者、社会福祉事業の従事者等の意見を広く反映させるため、東大阪市第3期地域福祉計画策定懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 懇話会は、委員8人以内で組織する。

2 委員は、一般市民代表、福祉関係者・団体、事業者等のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、新地域福祉計画見直しが完了する時までとする。

(会議)

第4条 懇話会の会議は、東大阪市社会福祉審議会地域福祉専門分科会と合同で開催するものとする。

2 懇話会の会議は、東大阪市社会福祉審議会地域福祉専門分科会の会長が招集し、その議長となる。

(庶務)

第5条 懇話会の庶務は、健康福祉局福祉部健康福祉企画課において処理する。

附則

1 この要綱は、平成20年5月15日から施行する。

2 この要綱は、東大阪市第3期地域福祉計画の策定が完了した日に、その効力を失う。

8. 委員名簿

東大阪市社会福祉審議会委員名簿

平成20年10月1日現在

(50音順、敬称略)

氏名	所属団体等	地域福祉 専門分科会
新崎 国広	大阪教育大学准教授	■
安西 勝美	東大阪市人権擁護委員会常務委員	
稲森 公嘉	京都大学大学院法学研究科准教授	
井上 寿美	関西福祉大学社会福祉学部社会福祉学科講師	
上田 晏弘	東大阪市民健康づくり推進協議会会長	
梅原 勝美	東大阪市民生委員児童委員協議会連合会会長	◇
○ 大西 信弘	東大阪市社会福祉協議会副会長	□
大西 雅裕	華頂短期大学社会福祉学科教授	
小野 剛	連合東大阪幹事	
勝山 真介	東大阪市社会福祉事業団 東大阪市療育センター長	
坂本 ヒロ子	東大阪市手をつなぐ親の会会長	
◎ 関川 芳孝	大阪府立大学人間社会学部教授	
芹生 昌樹	東大阪労働組合総連合事務局幹事	
高山 昌弘	東大阪市私立保育会副会長	
辻本 謙嗣	東大阪市福祉施設会会長	
寺脇 千歳	東大阪市母子寡婦福祉会会長	◇
中川 千恵美	大阪人間科学大学人間科学部教授	
永見 恵子	東大阪市自治協議会女性常任理事	◇
林 淑美	東大阪市障害児・者福祉施設連絡会会長	
東口 まち子	東大阪市議会議員	
藤本 義隆	東大阪市意岐部地域人権協会事務局長	◇
前田 正廣	東大阪市校区福祉委員会連絡会委員	◇
槇野 勝信	東大阪市身体障害者福祉協会相談役	◇
松井 保博	東大阪市議会議員	
松嶋 剛	東大阪市人権長瀬地域協議会事務局長	◇
松田 敏明	弁護士	
○ 松端 克文	桃山学院大学社会学部准教授	
松村 暢彦	大阪大学大学院工学研究科准教授	
松本 邦男	東大阪市老人クラブ連合会副会長	◇
三星 昭宏	近畿大学理工学部教授	◇
山野 忠	東大阪労働団体連絡協議会	
山野 則子	大阪府立大学人間社会学部准教授	

社会福祉審議会
地域福祉専門分科会

◎ 委員長 ○ 副委員長
■ 会長 □ 副会長

東大阪市第3期地域福祉計画策定懇話会委員名簿

(50音順、敬称略)

氏 名	所 属 団 体 等
忽 那 美 幸	地域包括支援センター ヴェルディ八戸ノ里 主任介護支援専門員
荘 嘉 時	特定非営利活動法人東大阪国際共生ネットワーク 代表理事
田 中 秀 一	布施公共職業安定所所長
福 永 忠	東大阪市ボランティア連絡会会長
森 俊 輔	公募委員
吉 岡 裕 子	コミュニティソーシャルワーカー連絡会
吉 原 道 代	東大阪市社会福祉協議会市民福祉活動センター所長
脇 田 寛 史	公募委員

9. 計画策定経過

年月日	会議名	議事内容
平成20年 5月15日 (木)	第1回東大阪市社会福祉審議会地域福祉専門分科会、東大阪市地域福祉計画策定懇話会合同会議	○現在の東大阪市新地域福祉計画について ○アンケートについて ○今後のスケジュールについて ○本市の災害時要援護者登録制度について
平成20年 8月25日 (月)	第2回東大阪市社会福祉審議会地域福祉専門分科会、東大阪市地域福祉計画策定懇話会合同会議	○アンケート集計結果について ○課題の解決や地域福祉推進のための方策について ○東大阪市社会福祉協議会 新・地域福祉活動計画について
平成20年 10月30日 (木)	第31回東大阪市社会福祉審議会地域福祉専門分科会、東大阪市地域福祉計画策定懇話会合同会議	○地域懇談会の報告について ○第3期地域福祉計画骨子案について
平成20年 12月9日 (火)	第4回東大阪市社会福祉審議会地域福祉専門分科会、東大阪市地域福祉計画策定懇話会合同会議	○第3期地域福祉計画素案について
平成21年 2月4日 (水)	第5回東大阪市社会福祉審議会地域福祉専門分科会、東大阪市地域福祉計画策定懇話会合同会議	○第3期地域福祉計画案について

東大阪市第3期地域福祉計画

平成21年3月

発行：東大阪市健康福祉局福祉部健康福祉企画課

〒577-8521 東大阪市荒本北一丁目1番1号

TEL:06(4309)3181 / FAX:06(4309)3815

E-mail: kenkofukushi@city.higashiosaka.lg.jp